浦安市郷土博物館年報

第25号　令和７年度(2025)



浦安市郷土博物館

ご 挨 拶

浦安市郷土博物館は、かつて漁業の町であった頃の浦安の生活文化を知ることができる体験型博物館として平成 13 年４月に開館して以降、市民はもとより、市外の皆様からもご利用いただいております。

当館の展示は、来館者が “ふるさと浦安” に親しみながら郷土学習に取り組める場となっており、かつて実際に使われていた民具や、漁師の“命”である船などに実際に触れることで、より密度の濃い体験ができるようになっています。

また、市内から古民家などを移築し、昭和 27 年頃の浦安を再現する屋外展示場を中心に、昔のくらしや遊びを体験することができ、季節ごとに展示替えや行事・イベントを展開しています。幅広い利用者層のニーズを満たせる館内外での体験事業は、ご好評をいただいております。

令和５年４月１日の「テーマ展示室」リニューアルオープンから３年が経過しましたが、令和７年度は前年を上回る約 11 万人の方にご来館いただき、引き続き市内外の皆様の生涯学習や調査研究にお役立ていただいているところです。

令和７年度の事業としては、毎年恒例の企画展「浦安の海苔養殖」を開催し、浦安の基幹産業であった海苔養殖について紹介しました。また、企画展「浦安の大衆芸能」を開催し、新たな資料や関係者への聞きとりから、芸事好きの漁師町浦安のこれまで知られていなかった一面を紹介することができました。

博学連携事業では、「学校教育に生かせる博物館」のコンセプトのもと、引き続き「昔のくらし体験」と「海苔すき体験」を実施し、市立小学校の３年生と４年生の児童全員が体験しました。毎年恒例の、小中学生の浦安研究作品を紹介する「ふるさと浦安作品展」では、1,500 点の参加があり、うち 242 点を展示しました。

最後に、当館の運営にご協力をいただいている多くのボランティア・文化団体、関係者の方々に感謝を申し上げるとともに、地域の皆様が“ふるさと浦安” に誇りを持ち、郷土愛を育むことができる場所として、地域に根ざした身近で親しまれる博物館となれるよう、職員一同取り組んでまいります。

令和８（2026）年 10 月

浦安市郷土博物館長

本年報のカラー版は、ホームページ上で公開しています。
過去の年報もご覧いただけます。
右の QR コードからアクセスできます。

目次

Ⅰ　設立の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

Ⅱ　沿革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

Ⅲ　施設の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

Ⅳ　組織と運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
　1　組織
　2　委員会

Ⅴ　事業の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
　1　郷土博物館ボランティア「もやいの会」
　2　文化団体
　3　体験学習
　4　展示
　5　学校教育との連携
　6　その他の事業

Ⅵ　資料の収集・整理・活用・・・・・・・・・・・・・・・・・41
　1　資料の寄贈
　2　資料の整理
　3　資料の貸出・閲覧

Ⅶ　文化財の保護・活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・50
　1　文化財の指定
　2　県指定及び市指定有形文化財住宅の現地保存･公開

Ⅷ　刊行物及びミュージアムショップ・・・・・・・・・・・・55
　1　刊行物
　2　ミュージアムショップ

Ⅸ　利用状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・58
　1　令和７年度　月別入館者数
　2　年度別入館者数
　3　団体利用数・博学連携活用数
　4　メディア利用

Ⅹ　条例・規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・63

Ⅰ　設立の目的

かつて、浦安は漁師町として長い歴史を持っていましたが、昭和 46 年の漁業権全面放棄、そして海面の埋め立てにより、短期間に他に例を見ないほどの大きな変貌を遂げました。

漁師町時代の浦安の文化を後世に伝え残すため、昭和 55 年に給食センターの建物を転用して郷土資料館がオープンしました。しかし、資料の収蔵、展示、学習のスペースが不足していることから、資料館本来の目的を達成することが難しくなってしまいました。また、漁業経験者など昔の浦安を知っている市民の高齢化も進み、貴重な資料の散逸を防ぐためにも、平成３年ごろより博物館建設の気運が高まりました。

浦安市民共有の財産でもある郷土資料を収集・保存し、次の世代へ浦安の歴史・文化を伝えて新しいまちづくりの拠点となるべく、平成 13 年４月に浦安市郷土博物館は開館しました。開館当初より、海とともに暮らしてきた時代を歴史・民俗資料、情景再現等で紹介し、これからの浦安と海のあり方を考える指針となる展示を行っており、とくにテーマ展示室「海とともに」では、自然と共存し、海とともに生きた浦安の、干潟、海、オカ（陸）での生活の特徴的な事象を中心に展示を構成していました。

開館後 20 年を経過して、これまでの漁師町時代の展示に加え、埋立事業以降の「新しいまち」の展示を充実させ、二つの時代を対比的に配置することで、まちの劇的な躍進を伝えていくことを目的とした郷土博物館のリニューアル事業が計画され、令和５年４月にテーマ展示室をリニューアル、令和５年 11 月に船の展示室をリニューアルしました。

≪郷土博物館の基本コンセプト≫

（１）　市民参加をモットーとした「すべてに開かれた博物館」
→市民が主体の新しい博物館
・博物館事業への積極的な市民参加　　・市民との共同研究と成果発表
・市民ボランティアの活用育成

（２）　体験を重視した「生きている博物館」
→新たな市民文化の発信基地
・数多い体験機会の確保　　・ふれあいの場の確保

（３）　いつきても新しい発見のある「リピーターの呼べる博物館」
→生涯にわたって学習のできる施設
・四季に応じた展示替え　　・人とのふれあいから生れる新発見
・親子で学べるソフトの充実　・企画展・講座・講習会の開催

（４）　博物館も学校であると位置付け、「学校教育に生かせる博物館」
→未来の浦安を築くエネルギー
・学校教育との融合　　・各学年の能力に合わせたプログラムの開発
・移動博物館の実施　　・子どもたちの調査活動への協力

Ⅱ 沿革

年	月	内容
昭和55	6	郷土資料館開館
平成３	3	社会教育課文化係で郷土博物館建設の準備が始まる 郷土博物館基本構想策定
4	9	郷土博物館基本計画策定
6	3	郷土博物館建設・展示実施設計
8	4	シビックセンター構想の策定により展示変更設計
9	1	起工式
10	4	郷土博物館と学校教育の融合で担当指導主事の配置
	6	「仮称浦安市郷土博物館展示製作業務委託」契約（６月19日～平成11年12月28日） 「浦安市郷土博物館の学校活用検討本部」設置 「浦安市郷土博物館活用検討委員会」設置（委員長・副委員長・委員13名）
	12	仮称「浦安市郷土博物館」展示製作の一時中止を通知（平成12年３月31日まで） 浦安市議会で「仮称郷土博物館建設に関する特別委員会」開催
	2	「郷土博物館計画に関する市民委員会」開催（２月26日まで、計７回） 博物館の躯体上棟
	3	建築関係３社に、展示工事に関わる建設工事の一時中止を通知（３月６日から当分の間）
11	6	浦安市議会で「仮称郷土博物館調査特別委員会」開催、建設推進の採決を求める動議で採決が行われ、11対９の賛成多数で建設続行が可決
12	3	建設工事竣工・引渡
	6	博物館ボランティア「(仮称) ふれあいの会」(のちの「もやいの会」) 発足
	9	「旧本澤家住宅」、「旧吉田家住宅」、「旧太田家住宅」、「内田喜一氏所有長屋」を郷土博物館内に移築
	10	展示製作物完成
13	3	竣工式 郷土資料館閉館
	4	開館 博物館ボランティア「もやいの会」活動開始 オープニング写真展「海と暮らす」開催
	6	「子どもチャレンジ」開始 特別展「アオギスがいた海」開催
	10	入館者10万人達成 企画展「くらしの変遷－火の昔－」開催
14	1	郷土博物館マスコットキャラクター「あっさり君」誕生（公募・選定） 企画展「のり－東京湾のノリ、その生態－」開催
	3	収蔵品展「浦安の宝はみんなの宝」開催
	6	企画展「出土遺物巡回展－房総発掘物語－」開催
	10	南行徳漁業協同組合の協力により、三番瀬にて海苔養殖試験事業の開始
	11	企画展「のり－海苔養殖の一年－」開催
	12	郷土博物館マスコットキャラクター「あっさり君」商標登録
15	3	企画展「30年前の漁師町浦安－写真家小泉定弘の記録－」開催
	6	企画展「出土遺物巡回展－房総発掘物語－」開催
	11	企画展「打瀬船－その材質－」開催
16	1	企画展「のり－海苔養殖はいま…－」開催
	3	企画展「えほんの路地－そこはこどもの大宇宙－」開催
	4	学校教育支援システム・コンテンツ「郷土学習BOX」製作
	5	打瀬船の製作・進水式
	6	千葉県指定文化財30周年記念事業「浦安のお洒落踊り」開催

年	月	内容
16	7	夏休み子どもミュージアム「『ぜね』物語－たどろう、お金の歴史－」開催
	12	企画展「のり－ちば海苔いまむかし－」開催
17	3	入館者50万人達成
	4	「開館５周年記念式典」開催 企画展「アオギス復活!」開催
	7	千葉県北西部地区文化財発表会「温故知新」開催
	10	浦安市指定文化財30周年記念事業「浦安のお囃子」開催
	12	企画展「ピノリのノリのり大作戦－海苔グッズ集まれ～!－」開催
18	3	企画展「ドキッと房総発掘」開催
	7	ミニ展示「夏景色・ドンと鳴った花火展」開催
19	1	企画展「のり－浦安の海苔養殖－」開催
	3	企画展「浦安の三軒長屋」開催
	4	「浦安市郷土博物館活用検討委員会」を「浦安市郷土博物館活用推進委員会」へ改称。
	10	企画展「浦安今昔くらし展」開催 「浦安囃子保存会結成60周年記念公演」開催
20	1	企画展「浦安の海苔養殖」開催
	4	企画展「浦安の魚たち」開催
	11	企画展「おらんハマのゆくえ－浦安・黒い水事件から50年－」開催
21	1	企画展「浦安の海苔養殖」開催
	4	江東区中川船番所資料館合同企画展「江戸の武士と釣り文化－釣り指南書『河羨録』の世界－」開催
	8	入館者100万人達成
	11	企画展「浦安の海は今－埋立ての進んだ海で生きる生物たち－」開催
	12	浦安市農業史資料調査
22	1	企画展「海苔へのおもい－家族で支えたオカとハマの大仕事－」
	4	企画展「カニとエビの仲間たち」開催
	7	夏休み企画展「もっと知りたいふるさと浦安」開催
	9	浦安市農業史資料調査 企画展「ふるさと浦安作品展」開催
	10	名古屋市博物館共催企画展「三角州上にできた２つの漁師町－名古屋市下之一色と浦安－」開催
23	1	企画展「のり－海苔養殖とヨシ－」開催
	3	東日本大震災のため休館（３月12日～４月24日）
	4	郷土博物館の開館時間を17時まで延長 文化財住宅経年および震災調査
	6	浦安市農業史資料調査
	10	開館10周年企画展「博物館のあゆみ－おかげさまで10周年－」開催
24	5	企画展「浦安のまつり」・「懐かしい浦安の風景画」開催
	10	「三軒長屋」屋根差し茅、外便所修復工事
	11	写真展示「東京湾三番瀬に生きる」開催 収蔵品展「浦安の宝はみんなの宝Ⅱ」開催
25	1	収蔵品展「映画公開50周年記念『青べか物語』関連資料」・「三番瀬の漁撈習俗」開催
26	1	企画展「浦安の農業」開催
	10	入館者数150万人達成
27	10	市民共催企画展「1957～1966　東葛地区（浦安・流山・松戸）児童木版画作品展」開催
28	2	浦安市文化財審議会「郷土博物館の活性化について」（提言）
	10	企画展「浦安鉄鋼団地－身近にあるが知られていない日本一－」開催
29	5	企画展「東京湾のイカ網漁－浦安発祥の漁具・漁法か?!－」開催
	10	写真展「漁師町浦安の風情を今に」開催

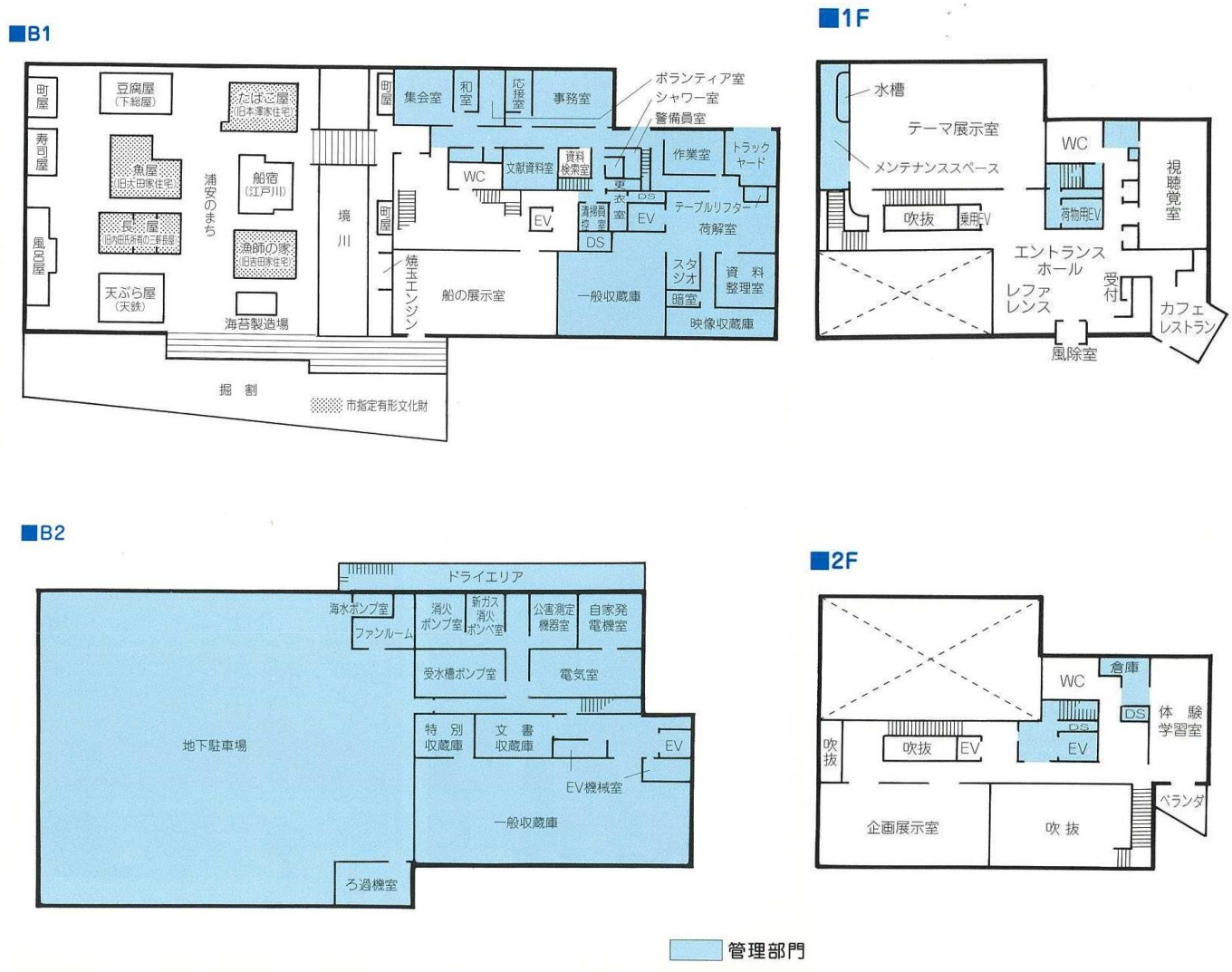
年	月	内容
29	10	「浦安囃子保存会結成70周年記念公演」開催（共催）
	12	収蔵品管理システムの導入
30	3	伊能忠敬没後200年記念「伊能大図複製パネル」特別展示、及び新収蔵品展「測量をめぐる浦安の偉人　宇田川徳太郎－ロシアとの国境線をつくった男－」開催
31	3	「郷土博物館展示リニューアル基本構想」策定
令和元	8	入館者200万人達成
	11	企画展「大塚勉写真展－浦安に生まれて－　Site 埋立地1971-2019　生成する場」開催
2	3	新型コロナウイルス感染拡大防止のため臨時休館（３月２日～５月31日） 「浦安市郷土博物館展示リニューアル基本設計・実施設計」策定
	5	浦安市郷土博物館ホームページ開設
3	1	新型コロナウイルス感染拡大防止のため施設休止し学校授業のみ受入（１月15日～３月21日）
	4	郷土博物館開館20周年 新型コロナウイルス感染拡大防止のため臨時休館（４月28日～５月12日）
	7	浦安市郷土博物館協議会設置
	9	新型コロナウイルス感染拡大防止のため施設休止し学校授業のみ受入（９月１日～30日）
	12	展示リニューアル事業着手
4	7	第１期展示リニューアル工事のためテーマ展示室閉鎖（７月４日～令和５年３月31日）
5	3	第１期展示リニューアル完了・引渡
	4	テーマ展示室リニューアルオープン
	9	第２期展示リニューアル工事のため船の展示室閉鎖（９月４日～10月31日）
	11	第２期展示リニューアル完了・引渡 船の展示室リニューアルオープン
6	3	企画展「浦安の風景画展～むかし・いま～」開催
7	3	企画展「浦安の漁撈―刺網漁―」開催
	10	入館者数250万人達成
8	3	企画展「浦安の大衆芸能」開催

Ⅲ　施設の概要

（1）建築の概要

①　敷地面積　　7,826.31 ㎡（健康センター用地を含む。博物館用地は 3,820.36 ㎡）
②　建築面積　　1,410.22 ㎡
③　延床面積　　4,917.64 ㎡
④　階　　数　　地上二階･地下二階
⑤　構　　造　　鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造
⑥　高　　さ　　13.38m

各階平面図



各室面積表

地下２階

部門	室名	面積（㎡）
駐車場など	駐車場	1,321
	ファンルーム	23
	海水ポンプ室	10
	ろ過機室	43
管理部門	消火ポンプ室	35
	新ガス消化ボンベ室	27
	受水槽・ポンプ室	52
	公害測定機器室	29
	自家発電機室	50
	電気室	73
	ELV 機械室（１・２）	29
収蔵庫	特別収蔵庫	33
	文書収蔵庫	42
	一般収蔵庫	312
	廊下等	157
	地下２階合計	2,236

地下１階

管理部門	事務室	62
	応接室	14
	集会室	47
	和室	14
	更衣室（男女）	17
	シャワー室	3
	清掃員控室	10
	警備員室	5
	ボランティア室	20
収蔵整理部門	作業室	36
	トラックヤード	37
	荷解室	89
	資料整理室・資料検索室	50
	スタジオ	16
	暗室	7
	映像収蔵庫	48
	文献資料室	32
	一般収蔵庫（デッキ部）	20
展示部門	船の展示室	177

部門	室名	面積（㎡）
	廊下・便所等	329
	地下１階合計	1,033

１階

エントランス	風除室	9
	エントランスホール	116
	カフェレストラン	43
	ショップ	11
	厨房	17
	自販機コーナー	4
	ロッカーコーナー	4
レファレンス	視聴覚室	111
	控室	16
	レファレンス	50
展示室	テーマ展示室	280
	メンテナンススペース	44
	廊下・ホール・便所等	246
	１階合計	951

２階

展示室	企画展示室	189
体験学習室	体験学習室	91
	体験学習室倉庫	20
	廊下・便所等	294
	機械室	103
	２階合計	697
	延床面積	4,917

屋外展示場

移築民家	旧本澤家住宅（木造２階）	70.23
	旧太田家住宅（木造２階）	83.45
	旧吉田家住宅（木造平屋）	39.66
	三軒長屋（木造平屋）	41.31
展示民家	豆腐屋（木造平屋）	37.18
	船宿（木造２階）	61.14
	天ぷら屋（木造平屋）	39.66
	海苔製造場（鉄骨平屋）	12.39
	その他部分	1,012.23
	屋外展示場合計	1,397.25



浦安市郷土博物館外観



屋外展示場

Ⅳ 組織と運営

1　組織

（1）組織

浦安市教育委員会
- 教育総務部
- 生涯学習部
 - 生涯学習課
 - 市民スポーツ課
 - 青少年センター
 - 郷土博物館
 - 公民館（高洲・中央・堀江・富岡・美浜・当代島・日の出）
 - 中央図書館

（2）職員体制　（令和７年４月１日現在）

館　長　　島　村　嘉　一
- 学芸員
 - 主任学芸員　　尾　上　一　明（民俗）
 - 主任学芸員　　井　口　周　作（歴史）
 - 主任学芸員　　袖　山　早希絵（歴史）
 - 学芸員　　松　本　佳　鈴（歴史）
- 教　員
 - 主任主事　　石　川　雄　大
- 庶　務
 - 副主査　　宮　下　翔　太
 - 主任主事　　伊　藤　　忠

2　委員会

（1）文化財審議会

浦安市文化財審議会条例に基づき、文化財の保護及び活用に関する事項を調査審議する機関として設置しています。

委員長	菅　根　幸　裕
副委員長	森　田　信　雄
委　員	頴　原　澄　子
委　員	中　山　高　樹
委　員	今　井　　弘
委　員	大　石　隆　介
委　員	泉　澤　佐江子

○令和７年度に取り扱った議事等

回	日時・場所	議　　事　　等
第１回	８月６日(水) 14 時～16 時 郷土博物館視聴覚室	審議事項（１）旧大塚家住宅の移設工事に関する意見聴取 報告事項（１）本市における文化財保護の取組について （２）近隣市における文化財の保存活用地域計画 その他　（１）旧大塚家住宅現地視察
第２回	令和８年２月26日(水) 13時30分～15時 郷土博物館視聴覚室	報告事項（１）令和７年度　本市における文化財保護の取組について （２）令和８年度史跡表示板の改修について その他

（２）郷土博物館協議会

博物館法第 23 条に基づき、郷土博物館の運営に関し、意見を述べる機関として、設置しています。

委員長	明保治男
副委員長	舘　里枝
委　員	大村洋子
委　員	西澤健二
委　員	前田智幸
委　員	吉野　忍
委　員	長谷川　勝

○令和７年度に取り扱った議事等

回	日時・場所	議　事　等
第１回	８月５日(火) 14 時～16 時 郷土博物館視聴覚室	報告事項(１)令和６年度　郷土博物館事業報告 (２)令和６年度　企画展「浦安の漁撈―刺網漁―」開催報告 (３)令和７年度　郷土博物館事業計画 そ の 他 視　察　夏休み企画展「もっと知りたいふるさと浦安」
第２回	令和８年３月18日(水) 14 時～16 時 郷土博物館視聴覚室	報告事項(１)令和７年度　郷土博物館事業報告 (２)令和７年度　企画展「浦安の大衆芸能」開催案内 (３) 令和８年度　郷土博物館事業計画（案） そ の 他 視　察　企画展「浦安の大衆芸能」視察

（3）博物館活用推進委員会

郷土博物館の基本コンセプトである「学校教育に生かせる博物館」を推進するため、浦安市郷土博物館活用推進委員会設置要綱に基づき、効果的な活用方法及び博物館活用プログラムを開発する委員会として設置しています。

① 委員名簿

学校名	委員氏名	役職
北部小学校	西澤　健二	委員長
富岡中学校	小髙　明	副委員長
浦安小学校	永田　知成	委　員
南小学校	愛甲　陽菜子	委　員
北部小学校	安西　亮太	委　員
見明川小学校	府川　一光	委　員
富岡小学校	松丸　高大	委　員
美浜南小学校	加藤　采	委　員
東小学校	宮本　一輝	委　員
舞浜小学校	三ツ谷　舞佳	委　員
美浜北小学校	立川　昴太郎	委　員
日の出小学校	鈴木　裕貴	委　員
明海小学校	上野　勇稀	委　員
高洲小学校	島岡　侑己	委　員
日の出南小学校	西澤　美和子	委　員
明海南小学校	中島　憂香	委　員
高洲北小学校	金子　聡子	委　員
東野小学校	柳　圭一	委　員
入船小学校	近江　理絵	委　員
浦安中学校	梶野　彩子	委　員
堀江中学校	平川　和葉	委　員
見明川中学校	五十嵐　英介	委　員
入船中学校	安田　浩	委　員
富岡中学校	川原　憲臣	委　員
美浜中学校	佐藤　啓太	委　員
日の出中学校	土屋　泰孝	委　員
明海中学校	林田　純	委　員
高洲中学校	鳥谷部　竜冬	委　員

②会議内容

回	月　日	内　容
1	５月20日（火）	議事（１）令和６年度博学連携事業の実績について （２）活用推進委員会設置要綱の一部改正について （３）年間活動計画について （４）ふるさと浦安作品展の開催について
2	11月14日（金）	議事（１）ふるさと浦安作品展について （２）各校での実践について （３）今後のふるさと浦安作品展関連事業について
3	令和８年 ２月17日（金）	議事（１）令和７年度博学連携事業の結果について （２）「一委員一実践」の結果について （３）令和８年度活用推進委員会活動計画案について

Ⅴ　事業の概要

１　郷土博物館ボランティア「もやいの会」

（１）ボランティア組織の発足と名称の由来について

「市民のための博物館」、「ふれあいの博物館」を運営していくため、開館と同時に博物館ボランティア組織が発足しました。当初、仮称として「ふれあいの会」と呼んでいましたが、正式に発足後会員のアンケートにより、「もやいの会」と名称を変更しました。

船を係留するため、丸太(カシ棒)にロープをつなぐことを「船をもやう」といい、その綱の結び方を「もやい結び」といいます。漁師にとって、何よりも大切な船を結ぶ綱であり、この言葉の意味をとって、人と人、ふるさと浦安と人、市民と博物館を結んでいきたいという願いを込めて、もやいの会と名づけられました。ふるさと浦安をよりよい街にしていこうという願いも込めて、博物館の様々な事業に協力しています。

（２）令和７年度活動人数（令和８年３月31日現在）

延べ569人

（３）活動場所

「もやいの会」会員の活動場所として、屋外展示場の「船宿」と、館内に「ボランティア室」が設けられており、来館者へ様々なサービスを行っています。

（４）活動内容

各会員がそれぞれ自主的に活動を展開しています。ベカ舟乗船や昔遊び、焼玉エンジン始動、展示解説などの常時活動のほか、土日、祝日に開催している各種の体験教室の講師としても活躍しています。

また、展示替えや各種体験事業の準備、材料の取り揃えなど裏方作業も行っています。



焼玉エンジンの始動



展示解説

２　文化団体

博物館では、３つの無形文化財保持団体「浦安お洒落保存会」「浦安囃子保存会」「浦安細川流投網保存会」が定期的に活動しています。

練習活動を来館者にも開放することで、浦安の伝統的な無形文化財の技術を紹介するとともに、後継者の募集、育成を目指しています。

また、博物館で活動しているそのほかの団体（サークル）についても紹介します。

（１）浦安お洒落保存会

①設立

昭和47年（昭和49年３月19日　千葉県無形民俗文化財指定）

②設立経緯

「お洒落」は下総地方を中心に流行し、伝承されている伝統芸能で、お洒落という名称は、踊り手が綺麗に着飾っておしゃれに踊ることからそう呼ばれる様になったといわれています。

かつては盛んに行われていた芸事だったお洒落も、時代と共に後継者が減少し、この伝統を後世に残していくため昭和47年に会が発足されました。浦安のお洒落踊りの保存団体として、無形民俗文化財保存団体の認定を受けています。

③会員数

14人（令和７年４月１日現在）

④活動

毎週土曜日午後１時30分から３時まで、視聴覚室にて実演を兼ねた練習を行っています。（第３土曜日は非公開、第５土曜日は休み）

⑤その他の主な活動

例年、認定こども園・小中学校の「お洒落体験」指導、博物館・市主催のイベントへの出演、浦安市民謡舞踊連盟チャリティーショーへの出演などの活動を行っています。

令和７年度の主な活動

５月　久助稲荷　神社奉納演舞
９月　千葉県青年会議所イベント出演
10月　NHK「小さな旅」出演
１月　浦安市国際交流協会新年会出演
２月　「ちばの郷土芸能フェスティバル」出演
その他博物館イベント多数出演



（２）浦安囃子保存会

①設立

昭和22年（昭和50年８月18日　市無形民俗文化財指定）

②設立経緯

昭和21年（1946年）、戦後すぐの浦安の祭りの折、川向こうの祭囃子奏者が出演しました。その魅力に惚れ込んだ漁師仲間５人が、江戸川区の鹿骨地区の葛西囃子の伝承者からお囃子を習い、昭和22年「浦安囃子睦会」を結成し、浦安囃子が誕生しました。その後、里神楽や獅子舞も取り入れました。

浦安囃子睦会は、平成12年（2000年）より「浦安囃子保存会」と名称をかえ、活動を続けています。浦安囃子の保存団体として、無形民俗文化財保存団体の認定を受けています。

③会員数

22人（令和７年４月１日現在）

④活動

第２日曜日午後１時30分から３時まで、視聴覚室にて実演を兼ねた練習を行っています。

⑤その他の主な活動

例年、浦安小学校伝統文化囃子指導教室、認定こども園・小中学校の「お囃子体験」指導、博物館・市主催のイベントへの出演、浦安市民謡舞踊大会への出演などの活動を行っています。

令和７年度の主な活動

５月　春の里神楽　出演
　　久助稲荷大祭　出演
６月　清瀧神社こどもまつり　出演
７月　浦安乗合屋形船　出演
10月　伝統文化出前授業
11月　正福寺お会式　出演
12月　浦安市民謡舞踊大会　出演
１月　市内門付け獅子舞
　　博物館「新春獅子舞」　出演
２月　博物館「節分豆まき」　出演
　　博物館「オオカンケ」　出演
３月　博物館「ひなまつり」　出演



（３）浦安細川流投網保存会

①設立

平成７年（平成８年２月19日 市無形文化財指定）

②設立経緯

浦安の投網は、江戸時代末期に肥後藩（現在の熊本県）から来た、通称「細川の政」という漁師によって伝えられたため、細川流と呼ばれています。当時、江戸の投網は「土佐打ち」という投げ方でしたが、政は肥後地方の投げ方である「すくい取り」という方法を伝えました。

昭和10年以降、投網漁は観光漁業の代表的な存在になり、投網で採れた魚をその場で料理して食べさせるというこの遊船業は東京湾の風物詩でしたが、昭和46年の漁業権全面放棄以降、多くの投網船が姿を消していくこととなり、この漁法を後世に残していくため、平成７年に会が発足されました。浦安の細川流投網の保持団体として、無形文化財保持団体の認定を受けています。

③会員数

26人（令和７年４月１日現在）

④活動

第１・第３日曜日午後１時30分から３時30分まで、博物館前浦安公園芝生広場や境川などで実演及び体験指導を行っています。

⑤その他の主な活動

例年、博物館事業（境川乗船体験、海苔すき体験など）への協力、浦安春まつり嫁入り舟への協力、旧江戸川における投網実習などの活動を行っています。

令和７年度の主な活動

７月　旧江戸川での投網実習会
９月　旧江戸川において投網演習会
　　東野プールで投網練習会
10月　博物館「境川乗船体験」協力
１月　博物館「海苔すき体験」指導



（４）その他の団体（サークル）

①サークル「朗読あおべか」

平成24年度もやいの学校「『青べか物語』朗読ボランティア養成講座」受講生の中から、講座終了後、博物館で朗読ボランティアとして活動を希望する有志を中心に、平成25年度に「朗読あおべか」を結成しました。

〇活動

・定期朗読会

屋外展示場のてんぷら屋・視聴覚室で、定期的に朗読会を行っています。

７年度は、６月７日（土）、９月20日（土）、11月23日（日）に開催しました。



定期朗読会の様子

②ＮＰＯ法人、文化交流サポート浦安との共催事業

平成27年度より、ＮＰＯ法人文化交流サポート浦安との共催事業で、「貝がらに絵をかこう」を開催しています。

７年度は全10回開催し、280人の参加がありました。



（５）ジュニア学芸員事業

「児童生徒の浦安への理解を深めさせ郷土愛を育む」「児童生徒のコミュニケーション能力の向上をはかる」「ジュニア学芸員の活動を通して将来にわたる博物館ボランティアを育成する」ことを目的として、令和３年度からジュニア学芸員事業を開始しました。３回の基礎講習を受講することで、ジュニア学芸員に認定され、博物館でのボランティア活動を実施することができるようになります。令和７年度は、27名のジュニア学芸員が誕生し、在籍人数は97名となりました。展示解説や昔遊びの補助、イベントスタッフなどの活動の他、ジュニア学芸員が企画したイベントの開催などを行いました。

認定者のうち希望者は、それぞれの興味関心に合わせ、より専門的な内容を学んでいく「スペシャルジュニア学芸員講座」を受講することができます。

〈認定者数（人）〉

	令和５年度	令和６年度	令和７年度
小学校４年生	10	19	21
小学校５年生	11	8	3
小学校６年生	9	3	3
中学校１年生	2	0	0
中学校３年生	0	1	0
合計	33	31	27

〈年次活動者数（人）〉

令和５年度	令和６年度	令和７年度
638	815	1020

〈活動内容〉

① 基礎講習（ABC 講習は各２回実施）

A 講習：浦安基礎知識（自然・歴史・民俗にかかる基礎知識を修得）

B 講習：展示解説の実践（水槽の東京湾の魚・投網船展示を使った展示解説の技術を修得）

C 講習：「あっさり君チャレンジ」検定方法の修得。昔の遊び技能実践（昔遊びの補助ができるように、支援の方法を修得）



②ボランティア活動

〇イベント「ゴールデンウィーク」運営補助



〇ジュニア学芸員企画イベント「あっさり君フェスタ」

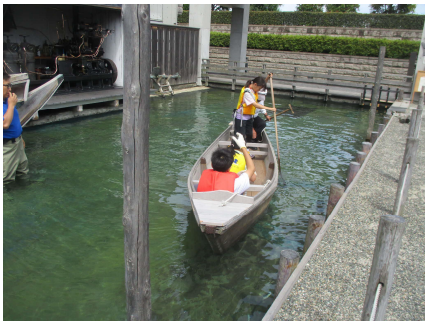
ジュニア学芸員から提出された企画書を基に、
イベント開催に向けた会議・準備を経て
運営しました。



② スペシャルジュニア学芸員講座（計３講座）

「ベカ舟を未来に！」（ベカ舟分野）

21名を認定しました。
認定者を対象に練習会を計14回実施しました。
技能の向上が認められれば、来館者の乗船体験で
操船することができます。
令和８年３月現在、15名が操船しています。



「お洒落踊りを踊ろう」（お洒落踊り分野）

５年度に新設し、７年度は２人を認定しました。
「浦安お洒落保存会」の指導により、計４回の練習会
の後発表会を開催し、練習の成果を披露しました。



「展示を作ろう！」（展示分野）

令和４年度以来の実施となり、11 名を認定しました。
講義と実践を合わせて２回実施し、「収蔵品データ
ベース」を利用してキャプションと解説パネルを
作成しました。



3　体験学習

（1）休日体験

浦安に伝わる技術、芸能、風習などのすばらしさを広く市民に知らせ、郷土理解を深めるため、体験型の教室を開催しています。令和７年度は、26回実施しました。

内容	実施日	講師	参加人数（人）
こがもちゃん色塗り体験	４月26日（土）、４月27日（日）、９月6日（土）	阿久津樹脂工業	175
貝がらに絵をかこう	５月４日（日）、６月22日（日）、７月27日（日）、８月24日（土）、９月21日（日）、10月26日（日）、11月23日（日）、12月21日（日）、３月１日（日）、３月22日（日）	NPO法人文化交流サポート	280
勾玉づくり	５月５日（月・祝）・６日（火・休）、８月６日（水）	千葉県文化財課	121
郷土料理教室	６月１日（日）、10月11日（土）	浦安婦人の会	31
親子船造り体験	８月２日（土）～３日（日）	もやいの会	6
お月見体験（工作）	９月28日（日）	―	41
凧づくり	12月６日（土）	NPO法人ヤングドアシスト	12
海苔すき体験	１月10日（土）、２月７日（土）	もやいの会	34
うまい海苔を食べよう！	１月25日（日）、２月14日（土）	全国海苔貝類漁業協同組合連合会	35
海苔巻きづくり	１月31日（土）	―	13
合　　計			**748**



海苔すき体験



郷土料理教室



うまい海苔を食べよう！

（２）文化財の活用

博物館内の文化財を活用し、昔の生活体験などを行うことで、郷土学習機会の提供を行っています。

かまどの日

普段の生活では使わないかまどを使用して簡単な調理をすることで、昔の人たちの生活の様子を理解することや、昔の道具の使い方や文化財住宅の大切さを知ることを目的として実施しました。

○実施日：４月19日（土）、１月17日（土）、３月8日（日）
○参加者：延べ27人

（３）館外体験

野鳥・水辺の生物・街路樹などを観察し、身近な自然に触れることでふるさと浦安の環境を考える「観察会」と、浦安の伝統的な木造船を使用し櫓漕ぎ体験等を行う「境川乗船体験」を実施しています。

①野鳥観察会

身近な環境の野鳥を観察し、日々の生活の中にある自然にふれ、ふるさと浦安の環境を考える機会を提供するため実施しました。（全２回）

○実施日：５月24日（土）、10月19日（日）
○講　師：東 良一 氏
（日本野鳥の会東京代表）
○協　力：浦安野鳥の会
○参加者：20人



②干潟観察会

身近な水辺の生物や環境を観察し、日々の生活の中にある自然にふれ、ふるさと浦安の環境を考える機会を提供するため実施しました。（全２回）

○実施日：５月11日（日）、６月15日（日）
○協　力：浦安水辺の会
○参加者：34人



③街路樹観察会

日々の我々の生活の中で、当たり前のように存在している「街路樹」にスポットを当て、「街づくり」「木の生態」「社会的背景」「環境」を知る機会を提供するため実施しました。



○実施日：５月10日（土）
○講　師：有田　和實　氏
（樹木医・ＮＰＯ法人樹の生命を守る
会理事）
○参加者：６人

④境川乗船体験

浦安の伝統的な木造船を使用し、館内ではできない櫓漕ぎ体験等を行う事業です。また、境川から町並みを見ることにより、浦安の自然・環境について考察し、郷土愛を育む一助として実施しました。（全４回）

○実施日：５月17日（土）（中止）、６月７日（土）、10月４日（土）、11月22日（土）
○講　師：浦安細川流投網保存会
べか舟を未来につなぐ会
もやいの会
○参加者：延べ38人



⑤Dayキャンプで自然観察！

樹木、野鳥、昆虫の観察会を複合的に行うことにより、それぞれが相互の関係によって成り立っていることを学ぶ会です。また、講師や各会員同士の情報交換や会員の確保に努めるものです。



○実施日：11月８日（土）
○参加者：18人

（５）季節の行事

浦安をより深く知ってもらうために、屋外展示場「浦安のまち」を中心に、季節の行事を「もやいの会」による協力で、下記のとおり実施しました。

内　　容	実施日	詳　　細	参加者（人）
春の里神楽	５月11日（日）	浦安囃子保存会による里神楽の上演。	20
『青べか物語』朗読会	６月７日（土） ９月20日（土） 11月23日（日）	サークル「朗読あおべか」による夏・秋の定期朗読会。	延べ30
秋の里神楽	10月12日（日）	浦安囃子保存会による里神楽の上演。	40
大掃除体験	12月14日（日）	昔ながらの大掃除を体験。	18
オオカンケ初午祭	２月８日（日）	冬の伝統行事オオカンケの体験と、里神楽の上演。	42
ひなまつり	３月１日（日）	貝がらびなづくり、五人囃子の演奏。	80



秋の里神楽



オオカンケ

（６）季節のイベント

季節ごとのイベントを実施しています。７年度は、７回実施しました。

①ゴールデンウイークイベント

ゴールデンウィークの事業として、３日間にわたり、館内で様々な催しを行いました。

○実施日：５月３日（土・祝）～５日（月・祝）
○内　容：ミサンガづくり、海苔焼き体験など
○協　力：NPO法人文化交流サポート
○参加者：2,407名（３日間延べ入館者数）



②海の日イベント

身近な自然である海を知り、興味を持ってもらうために、博物館エントランスで「三番瀬の生き物タッチプール」を行ったほか、イベントを行いました。



○実施日：７月21日(月・祝)
○内　容：魚釣りゲーム、タッチプールなど
○協　力：浦安水辺の会
○参加者：737人（当日入館者数）

③博物館で夕涼み

夏休みの事業として８月の夜間に開催し、普段は見ることのできない夜の街並み（屋外展示場）を楽しみながら、館内で様々な催しを行いました。



○実施日：８月24日（日）
○内　容：ヨーヨー釣り、浦安クイズなど
○協　力：NPO法人文化交流サポートほか
○参加者：958人（当日入館者数）

④オータムフェスタ

「文化の日を博物館で楽しもう！」をテーマに、秋にちなんだ催しを中心にイベントを行いました。



○実施日：11月３日（月・祝）
○内　容：けん玉披露・検定、お洒落踊り上演、ふかしいも販売など
○出　演：浦安お洒落保存会
　　嶋寺　克彰　氏（けん玉世界チャンピオン）
○参加者：956人（当日入館者数）

⑤新春獅子舞

お正月の行事の一つとして、浦安囃子保存会による門付け(獅子舞)及び、神楽「大黒舞」を行いました。



○実施日：１月11日（日）
○内　容：獅子舞による門付け、大黒舞
○協　力：浦安囃子保存会
○参加者：1,140人（当日入館者数）

⑥正月遊びを楽しもう！

大人には昔懐かしい、子どもは普段とは違う新鮮なものとして昔ながらの正月遊びを楽しんでもらい、また、郷土学習の一環として、それぞれの昔遊びの由来や、遊び方などを知ってもらうことを目的に開催しました。

○実施日：１月12日（月・祝）
○内　容：羽根つき、すごろく、福笑いなど
○協　力：ジュニア学芸員認定者
○参加者：829人（当日入館者数）



⑦節分体験

郷土学習の一環として、伝統行事である「節分」の意味を知ってもらうことを目的に開催しました。

○実施日：２月１日（日）
○内　容：囃子の演奏、「鬼」の演舞、豆まき
○協　力：浦安囃子保存会
○参加者：1,214人（当日入館者数）



（７）公民館との共催（博公共催）事業

各公民館と共催することにより、より多くの市民に体験する機会を提供し、事業の周知をしていくため、下記のとおり各種体験事業を開催しました。

月	日	イベント名	共催館	参加者数（人）
7	29 （火）	わらぞうりづくり体験	日の出公民館	10
12	17 （水）	しめ縄づくり体験	日の出公民館	14
3	8 （日）	わらぞうりづくり体験	堀江公民館	中止



わらぞうりづくり体験



しめ縄づくり体験

（8）あっさり君チャレンジ

昔遊びや展示解説にチャレンジする「子どもチャレンジ」を再構築し、「あっさり君チャレンジ」を開始しました。「あっさり君チャレンジ」ではジュニア学芸員が検定員となり、児童の郷土愛を育むとともに、児童相互のコミュニケーション能力の育成を目的として実施しました。

幼児コース・初級コース・中級コース・上級コースがあり、各８つの課題にチャレンジしクリアすると、コースの名人に認定され、認定証と記念品が授与されます。

実　績

コース	幼児コース		初級コース		中級コース		上級コース	
人数	参加者	合格者	参加者	合格者	参加者	合格者	参加者	合格者
	223	125	271	145	41	22	157	66
合格率	56%		54%		54%		42%	

合計　参加者数　693 人　　合格者数　358 人　　合格率　52%





（9）その他の体験

屋外展示場「浦安のまち」では、ベカ舟乗船（不定期）、昔遊び（常時）などを行うことができます。





4　展示

（1）展示の基本的な考え方

漁師町から埋め立てを経て発展してきた浦安の歴史や文化、自然環境について、実物資料、情景再現等で紹介し、単なる懐古趣味でなく、これからの浦安と海のあり方を考える上での指針となる展示を行っています。

展示にあたっては「もの」と「ひと」のつながりを重視し、展示物は特別な資料を除き、自由に触れることができます。

（2）展示の構成

常設展示･企画展示、季節の展示、レファレンスを展示の柱としています。常設展示では屋外、屋内の展示を有機的に関連させ、「漁師町浦安」から埋め立て以降の「新しい町浦安」への変化と、海とともに暮らしてきた浦安の歴史や文化を紹介しています。展示は実物資料に加え、映像展示と、複製や模型を用いています。

- 常設展示
 - 屋外展示
 - 浦安のまち「海と暮らす」
 - 屋内展示
 - 船の展示室「海を駆ける」
 - テーマ展示室「海とともに」
 - 映像展示
- 企画展示
- 季節の展示
- レファレンス

（3）常設展示

①浦安のまち「海と暮らす」

浦安が漁師町として最も活気にあふれていた、昭和27年ごろの町並みと、生活の様子を再現展示しています。





②船の展示室「海を駆ける」

船の展示室では、漁師の魂（船）と伝統技術の神髄にふれることができます。ここには、浦安の海で活躍した数種の木造船（投網船、打瀬船、マキ船、小網船、ベカ舟）と、櫓や櫂、エンジン、そして、それらの船を製造するのに使用した、千葉県指定有形文化財である「浦安の船大工道具」を展示しています。

令和５年11月のリニューアルオープンで誕生した、ワークショップスペースでは、木を使った工作などの体験ができます。





③テーマ展示室「海とともに」

令和５年４月１日にリニューアルしたテーマ展示室では、漁師町時代から、海面埋立事業以降計画的に発展する浦安の様子を、さまざまな民具・文書資料、ジオラマ（模型）、大型映像などで紹介しています。「浦安の原風景」「漁師町浦安」「新しい町浦安」「浦安の自然」の４つのテーマに沿って、海とともに暮らしてきた浦安の人々の営みを知ることができます。



浦安の原風景



漁師町浦安



新しい町浦安



浦安の自然

（４）企画展示

企画展示は、館独自の企画による、特定の主題に基づいた展示を随時行います。

また、市民との共同の調査･研究の成果に基づいた展示や、関係機関と共同で特定の主題に基づいた展示を行うこともあります。

冬季企画展「浦安の海苔養殖」

浦安がかつて「海苔のまち」とまで呼ばれていた時代を知り、海苔養殖に関わる作業を体験することは、ふるさと浦安を知る上で不可欠です。そのため、開館当初より「海苔」を主題に企画展を開催してきました。令和７年度も、海苔養殖の歴史と文化、漁師町だったころの浦安の様子と町の変遷のきっかけを市民に伝えました。

○開催期間：令和８年１月４日（日）～３月１日（日）　44日間

○入場者数：7,541人（市内小学校４年生対象「海苔すき体験」入場者数1,326人を含む）
１日平均171.4人



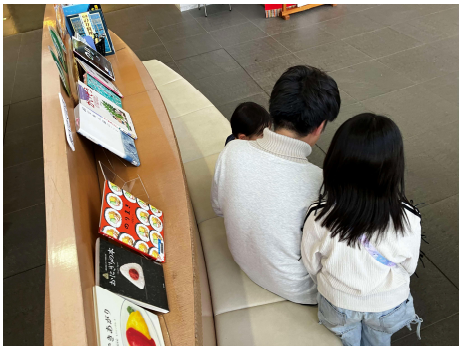
企画展示室内



海苔干し



階段展示



レファレンスコーナー
のりをよむ

企画展「浦安の大衆芸能」

浦安が漁師町と言われた頃、芸事好きな町であり、特にシケで漁に出られない日は、寄席に足を運んで大衆芸能を楽しんだり、集まっては三味線や尺八、お酒落などに精を出したりしました。

浦安の人々が楽しんだ大衆芸能をわかりやすく市民に伝えるとともに、残された資料や当時を知る人々の話などを紹介することで、庶民に親しまれた大衆芸能を身近に感じていただくことを目的に、企画展を開催しました。

○開催期間：令和８年３月21日（土）～令和８年５月17日（日）　45日間
○入場者数：　6,909人
　　１日平均　153.5人

○関連事業
浦安市郷土博物館・うらやす財団共催事業　しんうら寄席特別編
～浦安の人々を魅了した大衆芸能～

内容：　第１部では、実際に浦安亭に出演していた浪曲師・東家浦太郎氏の弟子である東家一太郎氏と、浦安で育ち、浦安亭にも出演していた講談師の田辺一鶴氏の弟子・田辺鶴遊氏による浪曲・講談を行いました。浪曲は、東家浦太郎氏が得意とした「野狐三次」、講談は、田辺一鶴氏について語った「田辺いっかく物語」が披露されました。

第２部では、両氏によるトークショーを行い、師匠から聞いている「浦安亭」や観客の印象、講談・浪曲を通じて伝えたいことなどをテーマにトークが行われました。

日時：３月 28 日（土）14 時～15 時 30 分
参加者：139 名


展示室全景



しんうら寄席

（５）季節の展示

季節感のある飾りつけを通して浦安の風習や伝統にふれる機会を提供しています。

期　　間	内　　容
４月１日（火）から５月５日（月祝）まで	五月飾り
６月28日（土）から７月８日（火）まで	七夕飾り
８月９日（土）から８月17日（日）まで	お盆飾り
９月20日（土）から10月５日（日）まで	お月見飾り
12月24日（水）から１月12日（月祝）まで	正月飾り
１月24日（土）から２月３日（火）まで	節分飾り
２月14日（土）から３月４日（水）まで	ひな飾り



お月見飾り



正月飾り

（６）レファレンス

展示の理解を深めるための情報を、クイズや映像ライブラリー及び図書などの資料で提供しています。







５　学校教育との連携

郷土博物館で行っている展示物の見学や観察、体験などの活動は、どれも生涯学習の基礎づくりのために重要となります。

人生の早い段階で歴史・文化に接することで、知的好奇心が高まり、学習への動機付け、深化が図られ、また、それらは生涯にわたって主体的に学び続ける意欲・態度・能力を高めていくことになります。

子どもたちにとって、郷土博物館は生活・文化を見つめ直し、創造していく生涯にわたる学びの場となるため、博学連携事業の充実・強化を図っています。

（１）市内幼稚園・認定こども園・保育園・学校の博物館活用実績

①活用状況

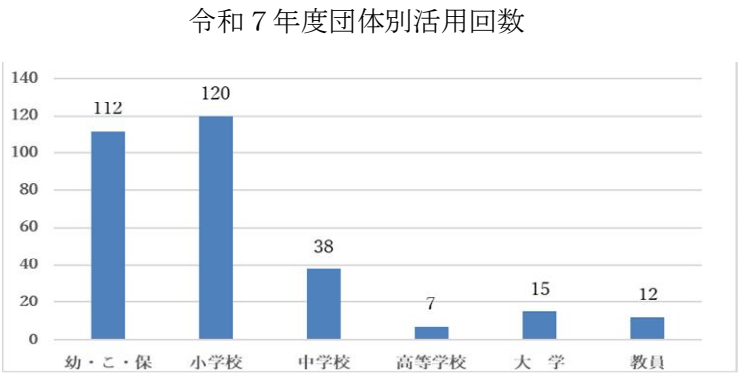
	Ｒ５年度	Ｒ６年度	**Ｒ７年度**
活用回数	267	284	**304**
活用総人数	11,393	11,939	**12,997**

活用回数・活用総人数ともに前年対比で増加し、
活用総人数は３年連続で１万人を越えた。



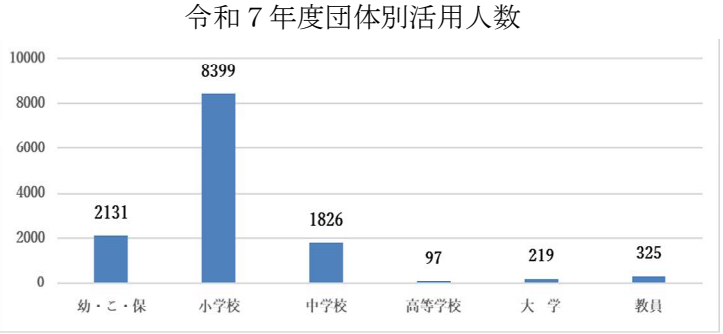
②令和７年度　団体別活用回数とその割合

年度 校種等	**Ｒ６年度 （回）**	**Ｒ７年度 （回）**	**割合 （%）**
幼・こ・保	**93**	**112**	**36.8**
小学校	**122**	**120**	**39.6**
中学校	**34**	**38**	**12.5**
高等学校	**2**	**7**	**2.3**
大　学	**13**	**15**	**4.9**
教員等	**20**	**12**	**3.9**
計	**284**	**304**	**100**



③令和７年度　団体別活用人数とその割合

年度 校種等	**Ｒ６年度 （人）**	**Ｒ７年度 （人）**	**割合 （%）**
幼・こ・保	**1,818**	**2,131**	**16.4**
小学校	**9,281**	**8,399**	**64.7**
中学校	**378**	**1,826**	**14**
高等学校	**49**	**97**	**0.7**
大　学	**138**	**219**	**1.7**
教員等	**275**	**325**	**2.5**
計	**11,939**	**12,997**	**100**



（2）主な活用内容

①主な内容別の活用状況

	活用回数	活用人数
幼・こ・保の自由見学	43	684
幼・こ・保の案内見学	59	1,289
小１・２正月遊び体験	12	755
小３昔のくらし体験	21	1,412
小４海苔すき体験	23	1,388
小５浦安市版環境を守るわたしたち	9	704
小６土器・石器・火おこし体験	19	1,479
伝統文化に関する出前授業	7	780
中学校ふるさと浦安作品展に関する出前授業	7	734

【幼稚園・認定こども園、保育園の体験見学活動】
・昔遊び・ベカ舟乗船・井戸体験・駄菓子屋買い物・水槽見学・テーマ展示室見学・打瀬船や投網船乗船体験・紙芝居・文化財住宅探検・紙コプター工作・浴衣体験

【小１・２正月遊び体験】
屋外展示場でのかるた・福笑い・すごろく・羽根つき

【小３昔のくらし体験】
・七輪（イワシを焼いて食べる）・昔の道具調べ・洗濯・ベカ舟乗船・テーマ展示室解説・船の展示室解説

【小４海苔すき体験】
海苔をたたく・海苔をすく・海苔を干す・海苔試食・海苔養殖の歴史についての学習

【小５社会科活用推進委員会自作副教材「浦安市版環境を守るわたしたち」】
教科用図書に準じた自作副教材とその指導書・評価テストの公開

【小６土器・石器、火おこし体験】
舞ギリ式・弓ギリ式・もみ切り式で火をおこす体験・土器石器に関する体験

【伝統文化に関する出前授業】
浦安お洒落保存会と浦安囃子保存会を派遣し、保存会による解説と所作の体験

【中学校ふるさと浦安作品展に関する出前授業】
館職員・学芸員を派遣し、作品づくりのポイント解説・昨年度入賞作品やトピック展示の見学・個別相談

②毎年実施しているもの

○土器・石器、火おこし体験

６年生の社会科で歴史学習を始めるにあたり、導入として実物に触れたり、体験し

たりすることで興味・関心をもって取り組めるよう行っています。

元来、希望校が来館で実施してきた本体験授業は、コロナ禍以降に出前授業となり、さらに令和６年度からは実施希望校が実施方法を選択する形にしたところ、今年度は市内全17校（計48学級1,357名の児童が対象）で実施することができました。

Aコース（出前授業での火おこし体験）、Bコース（出前授業での火おこし体験と土器・石器体験）、Cコース（来館での火おこし体験と土器・石器体験とテーマ展示室解説）のいずれかを各学校が選択する形式で行いました。

○昔のくらし体験

小学３年生を対象とする昔のくらし体験は、市内全17校が実施しました。

博物館には１学級ずつ来館してもらいました。体験活動は、洗濯板での洗濯体験と、イワシを焼いて食べる七輪体験を全校行い、それに加えてベカ舟乗船と昔の道具さがしのいずれかを各校が選択し、計３つの活動に取り組みました。

○海苔すき体験

小学４年生の海苔すき体験は、市内全17校が実施しました。

博物館には１学級ずつ来館してもらいました。かつて浦安の基幹産業であった海苔養殖について学び、生海苔をたたく→すく→干すという体験を実施しました。出来上がった海苔は児童へ配付しました。



七輪体験



海苔すき体験

○出前授業

・伝統文化に関する出前授業は、小学校４校でお囃子体験、小学校３校でお洒落体験を実施しました。
・ふるさと浦安作品展に関する出前授業は、中学校７校で実施しました。

③その他の活用

○職場見学・体験

市内の中学生を中心にキャリア教育の一環として博物館で職場見学、職場体験を受け入れています。

④館外貸出資料

民俗資料を学校に貸し出し、児童生徒が実物に触れて学ぶ機会を提供しています。

・漁具…まきかご（模型）等
・生活道具…釜、洗濯板、たらい、洗濯機、七輪等
・ビデオ・ＤＶＤ…「浦安の海苔」等
・パネル・写真…貝漁・海苔養殖・昔のくらし等に関する写真

○令和７年度貸出実績

資料の種類	貸出点数(昨年度)
ＤＶＤ・書籍	2（3）
パネル・写真	40（8）
昔の道具類	61(63)
昔の遊び道具	24（2）
その他	19(29)
合　　計	146(105)

⑤ふるさと浦安作品展

児童生徒が浦安についての研究をすることで、郷土を愛する気持ちを育むことを目的として、夏休み期間を中心に「ふるさと浦安」について調べ、研究した成果を発表する場となっています。また、市民が児童生徒の作品を鑑賞することで、「ふるさと浦安」について再発見する場でもあります。

	７年度	
	小学校	中学校
参加数　（点）	242	1,258
	1,500	
出品数　（点）	155	87
	242	
入選作品数（点）	34	25
	59	
「ふるさと浦安作品展」入場者数（28日間）	4,994	



作品審査会



特別賞受賞者の表彰式

（３）夏休みの自由研究支援

夏季休業中、活動の中心が学校から地域に移る子ども達のために、博物館が郷土学習の拠点となるよう、学習支援や体験事業を行っています。

①企画展「もっと知りたいふるさと浦安」

例年、前年度の「ふるさと浦安作品展」入選作品や、浦安に関する展示物を見ることで、児童生徒をはじめ、全ての市民が「ふるさと浦安」について再発見できる場を提供することを目的に開催しています。



○開催期間　７月19日(土)から８月24日(日)
○入場者数　7,516人

②ふるさと浦安相談会

児童生徒が浦安について自ら調べ、学ぶことにより「ふるさと浦安」を愛する気持ちを育てることを目的として、郷土博物館活用推進委員の協力のもと、「ふるさと浦安」に関する研究に積極的に取り組むことができるよう支援を行います。



○実施期間：７月19日(土)から８月24日(日)
内、７月24日・25日は活用推進委員による相談会
○相談者数：延べ215人（うち、活用推進委員による相談会は16人）

③ふるさと浦安学芸員講座

市内在住在学の児童生徒を対象に、ふるさと浦安をテーマにした体験教室や工作教室を参加費無料で開催しました。

・「魚の解剖教室」
東京湾に生息する魚類の解説と、煮干しを使った魚の解剖を行いました。
○実施日：７月26日（土）
○参加者：10人

・「木を使った工作教室」
干潟（三番瀬）に関する解説と、あさりマグネットの制作を行いました。
○実施日：７月29日（火）
○参加者：32人



・「鉄を使った工作教室」



鉄の加工に関する解説と、S字フック・スプーンの制作を行いました。

〇実施日：７月30日（水）
〇参加者：28人
〇後援：浦安鐵鋼団地協同組合・
浦安鐵鋼団地協同組合青年部U-ing

・「鉄鋼団地を探る！」

浦安の中心産業でありながら、日常の生活では知ることのない鉄鋼団地を見学し、「鉄鋼団地の成り立ち」「なぜ生活環境のそばに位置しているのか？」等について学ぶことで、郷土浦安について新しい発見をすることを目的に実施しています。



〇実施日：７月31日（金）
〇参加者：16人
〇後援：浦安鐵鋼団地協同組合
東洋鋼鉄式会社

・「海苔す編みを体験しよう」

海苔産業に関する解説と、海苔簀の制作を行いました。

〇実施日：８月５日（火）
〇参加者：11人

6　その他の事業

（1）浦安市郷土博物館ホームページ

浦安市郷土博物館では、従来、浦安市の公式サイト内においてホームページ運営を行っていましたが、即時的な情報の更新、また、小中学校の学習支援のため、市の公式ホームページとリンクする独自のホームページを設置しました。

ホームページでは、イベントのお知らせ、館の様子を発信する週刊ブログなどのほか、学習用動画の配信を行っています。

「浦安市郷土博物館ホームページ」

URL　https://assarikunn.wixsite.com/website



ホームページQRコード

（2）講演会「ＪＲ京葉線新浦安駅前の開発と暮らしぶりの変化」

浦安市の新都心として開発が進められた「ＪＲ新浦安駅前地区」について振り返る講演会を開催しました。後半のディスカッションでは、市民パネリストが開発当時から今日までの駅周辺での暮らしぶりの変化を思い起こしながら語りました。



日　　時：11 月 30 日（日）　13:00～15:00

内　　容：①基調講演

「新浦安駅前開発の歩みを振り返る」

講師　中山高樹　氏

（地域政策プランナー、一般社団法人日本メインストリートセンター副代表理事、浦安市文化財審議会委員、元浦安市市長公室長）

②パネルディスカッション

テーマ：「新浦安駅前の暮らしぶりの変化と今後への期待」

パネリスト：泉　耿介　氏（入船在住・マスター都市プランナー・新宿 EAST 推進協議会事務局長）

畑山文恵　氏（入船在住・ＮＰＯ法人浦安まちづくりネット理事長）

コーディネーター：中山高樹　氏

参加者：46 人

（３）うらやす市民大学

「うらやす市民大学」は、まちづくり活動を行うために必要な知識や技能を学び、市民自らが地域に貢献する担い手として、活躍するための学びの場です。講座の一部において、博物館職員やボランティアが協力しました。

・浦安のまちづくり形成史を読み解く－「町」から「市」になって 40 年－

講　師：中山　高樹（地域政策プランナー／元浦安市市長公室長）

日　時：令和７年 10 月 23 日（木）　15:00～16:30

内　容：市制施行以降 40 年のまちづくり形成史概観

・市民のまちづくり論

講　師：長澤　成次（千葉大学名誉教授／うらやす市民大学学長）

日　時：令和８年１月 23 日（金）　13：00～14：30

内　容：市民の学びを通して地域を作る浦安市郷土博物館

・環境のために私たちにできること

－暮らしと環境とのつながりを捉え直す－

講　師：石井　雅章（神田外語大学グローバル・リベラルアーツ学部教授）

日　時：令和８年２月 22 日（日）

10:00～11:30　13:00～14:30

内　容：地域における暮らしと農林漁業のつながりを理解する

環境と食料、農林漁業の関係性を考える



（４）学芸員講座

リニューアルしたテーマ展示室の解説ボランティアを育成するため、連続講座を開催しました。新たな解説ボランティアは令和８年度４月から本格的に活動予定です。

日　時：令和７年 10 月 19 日（日）、11 月 16 日（日）、12 月 21 日（日）

令和８年１月 18 日（日）

各日　14:00～16:00

内　容：テーマ展示室の見学

展示方針や解説のレクチャー

参加者：３名



（５）収蔵庫清掃

文化財 IPM（Integrated Pest Management　総合的有害生物管理）の考え方に基づき、文化財の被害を未然に防ぐ予防保存のため、収蔵庫の清掃を行いました。

日　時：令和８年３月５日（木）～３月 13 日（金）
内　容：HEPA フィルタ掃除機を使用した清掃
　　棚・床・壁等の吹き上げ
　　出入口扉への防虫テープの貼付など



Ⅵ 資料の収集・整理・活用

1　資料の寄贈

表１　一次資料

直接資料(実物)。寄贈を受けた内容は下表のとおりです。(延べ 1,276 点)

	資料名	点数	備考
1	ちょうちん	3	
2	ちょうちん入れ	5	
3	踏み台	1	
4	小引き出し	1	
5	押絵羽子板	6	
6	写真	19	
7	べか舟模型（大）櫂付き	1	
8	べか舟模型（小）櫂付き	1	
9	打瀬船模型（大）	1	
10	べか舟模型（小）	1	
11	写真	57	
12	賞状	34	
13	茶箱（海苔箱）（大）	2	
14	茶箱（海苔箱）（小）	1	
15	羽子板	2	
16	写真	4	
17	浦安小学校附属幼稚園修了記念アルバム	1	
18	写真（台紙付き）	1	
19	浦安市郷土博物館百人委員会資料一式	1	
20	明治歌集　第三集（上・中・下）	1	
21	明治歌集　四編　巻之第四	1	
22	雲村詩鈔	1	
23	明治歌友　肖像千人一首	1	

24	明治前期政党関係新聞紙経営史料料集	1	
25	絵画「境川の風景」	1	
26	絵画「空いっぱいの春」	1	
27	絵画「秋のりんかい公園」	1	
28	メンコ	557	
29	カード	36	
30	おはじき一式	1	
31	ビー玉一式	1	
32	こうり（行李）	2	
33	茶箱（海苔箱）	1	
34	上棟の柱	3	
35	京葉線新木場・蘇我間しゅん功開業記念（記念品）	1	
36	浦安　緑あふれる海浜都市をめざして　京葉線新浦安駅［仮称］周辺整備計画	1	
37	漁業関連図書	101	
38	写真	267	複写後返却
39	「浦安ベカ舟唄」楽譜（複製）	1	
40	「令和７年度民謡民舞全国大会」の新作民謡部門入選賞状（複製）	1	
41	『工匠指針規矩編』	1	
42	『既成設計原図集　平屋、二階建住宅集　含農村住宅』	1	
43	文書（木箱入り）	一式	
44	ちゃぶ台	1	
45	文机	1	
46	写真	57	複写後返却
47	写真	75	複写後返却
48	市制施行記念木杯	1	
49	また棒	1	
50	べか櫓	1	

51	上棟式用の破魔矢	4	
52	上棟式用の柱	2	
53	『陸と海からの贈り物　砂と砂浜』	1	
54	写真	8	
55	模造刀	1	
56	貝人形	2	
57	富士自動海苔すき機	1	
58	海苔簀（プラスチック）	3	
59	発動機	1	
60	着物	8	
61	帯	1	
62	打瀬船（模型）	1	
63	マキ船（模型）	1	
64	ベカ舟（模型）	1	
65	能面	4	
66	航空写真	3	
67	DVD「鉄の魅力について」	5	
68	郷土史関連調査資料一式	1	

表２　二次資料

間接資料(記録)や、一次資料に関する図書、文献等。博物館関連施設より、図書、刊行物等の寄贈を受けました。(寄贈図書＝延べ 181 点)

	書名	数量	著者	発行者
1	市川市史（歴史編Ⅱ）	1	市川市史歴史編集委員会	市　　川　　市
2	博物館研究　10	1	公益財団法人　日本博物館協　　会	公益財団法人　日本博物館協　　会
3	博物館研究　11	1	公益財団法人　日本博物館協　　会	公益財団法人　日本博物館協　　会
4	博物館研究　12	1	公益財団法人　日本博物館協　　会	公益財団法人　日本博物館協　　会

5	博物館研究　1	1	公益財団法人　日本博物館協会	公益財団法人　日本博物館協会
6	博物館研究　2	1	公益財団法人　日本博物館協会	公益財団法人　日本博物館協会
7	博物館研究　4	1	公益財団法人　日本博物館協会	公益財団法人　日本博物館協会
8	博物館研究　5	1	公益財団法人　日本博物館協会	公益財団法人　日本博物館協会
9	ドローンショー最前線	1	綜合ユニコム㈱	綜合ユニコム㈱
10	ウォーターアトラクション 2024	1	綜合ユニコム㈱	綜合ユニコム㈱
11	拡大するカラオケマーケットの可能性	1	綜合ユニコム㈱	綜合ユニコム㈱
12	民具マンスリー　第 57 巻 4 号	1	神奈川大学日本常民文化研究所	神奈川大学
13	民具マンスリー　第 57 巻 5 号	1	神奈川大学日本常民文化研究所	神奈川大学
14	民具マンスリー　第 57 巻 6 号	1	神奈川大学日本常民文化研究所	神奈川大学
15	民具マンスリー　第 57 巻 7 号	1	神奈川大学日本常民文化研究所	神奈川大学
16	民具マンスリー　第 57 巻 8 号	1	神奈川大学日本常民文化研究所	神奈川大学
17	民具マンスリー　第 57 巻 9 号	1	神奈川大学日本常民文化研究所	神奈川大学
18	民具マンスリー　第 57 巻 10 号	1	神奈川大学日本常民文化研究所	神奈川大学
19	民具マンスリー　第 57 巻 11 号	1	神奈川大学日本常民文化研究所	神奈川大学
20	民具マンスリー　第 57 巻 12 号	1	神奈川大学日本常民文化研究所	神奈川大学
21	URAYASU　浦安市市勢要覧 2018	1	浦安市広報課	千葉県浦安市
22	広報うらやす　令和 5 年度版	1	浦安市	浦安市
23	特別展　「かつて見た袖ヶ浦の海 -海から見る袖ヶ浦の 100 年-」	1	袖ヶ浦郷土博物館	袖ヶ浦郷土博物館
24	異形土器　縄文時代の不思議なうつわ	1	松戸市立博物館	松戸市立博物館

25	千葉県立関宿城博物館研究報告 第29号	1	千葉県立関宿城博物館	千葉県立関宿城博物館
26	よみがえるチバニアン期の古生物	1	千葉県立中央博物館	千葉県立中央博物館
27	大喜多台古墳群の鏡がうつし出す時代	1	千葉県立中央博物館	千葉県立中央博物館
28	万宿博覧会　-海をまとう-	1	千葉県立中央博物館	千葉県立中央博物館
29	よみがえるチバニアン期の古生物 リーフレット　（ミニ図鑑）	1	千葉県立中央博物館	千葉県立中央博物館
30	千葉立中央博物館　研究報告　第17巻第1号	1	千葉県立中央博物館	千葉県立中央博物館
31	伊能忠敬記念館年報　第26号令和5年度	1	伊能忠敬記念館	伊能忠敬記念館
32	流山市立博物館年報　No.45　令和5年度	1	流山市立博物館	流山市立博物館
33	鎌ヶ谷市郷土資料館年報　第37号（令和5年度）	1	鎌ヶ谷市郷土資料館	鎌ヶ谷市郷土資料館
34	千葉県いまむかし	1	千葉市教育委員会	千葉市教育委員会
35	生活と文化	1	豊島区立郷土資料館	豊島区
36	ミュージアム多摩	1	日本獣医生命科学大学付属博物館	東京都三多摩公立博物館協議会
37	GCAS　Report　Vol.14	1	学習院大学大学院人文科学研究科	学習院大学大学院人文科学研究科
38	徳川三代と青戸御殿	1	葛飾区郷土と文化の博物館	葛飾区郷土と文化の博物館
39	新・豊島風土記	1	豊島区立郷土資料館	豊島区立郷土資料館
40	樺太紀行	1	板橋区立郷土資料館	板橋区立郷土資料館
41	江戸手描友禅	1	板橋区立郷土資料館	板橋区立郷土資料館
42	國學院大學博物館研究報告	1	国学院大学博物館	国学院大学博物館
43	浦安市　地域共生社会推進計画	1	浦安市福祉部社会福祉課	浦安市福祉部社会福祉課
44	浦安市　地域共生社会推進計画	1	浦安市福祉部社会福祉課	浦安市福祉部社会福祉課
45	令和6(2024)年度　国立歴史民俗博物館要覧	1	大学共同利用機関法人　人間文化研究機構	大学共同利用機関法人　人間文化研究機構
46	深沢幸雄展　一彫版に依って歌う詩人	1	佐倉市立美術館	佐倉市立美術館©２０２４
47	市立市川考古博物館館報　第５２号	1	松本太郎	市立市川考古博物館

48	開館 35 周年記念平成 29 年度企画展展示目録　「浮世絵の世界と市川-利根川東岸弐覧を中心に-」	1	市立市川歴史博物館	市立市川歴史博物館
49	袖ヶ浦古墳大辞典-袖ヶ浦古墳時代-	1	袖ヶ浦市郷土博物館	袖ヶ浦市郷土博物館
50	令和 7 年度企画展 I 「村のくらしと一大事江戸時代の事件記録を読む」	1	袖ヶ浦市郷土博物館	袖ヶ浦市郷土博物館
51	白井市郷土資料館開館 30 周年記念企画展 図録「小金牧と白井」	1	白井市郷土資料館	白石郷土資料館
52	令和 6 年度船橋市飛ノ台史跡公園博物館　縄文と弥生企画展	1	船橋市教育委員会　飛ノ台史跡公園博物館	船橋市教育委員会　飛ノ台史跡公園博物館
53	第 23 回縄文コンテンポラリー店 in ふなばし　風土～縄文の造形と世界～	1	船橋市教育委員会　飛ノ台史跡公園博物館　船橋市縄文コンテンポラリー展実行委員会	船橋市教育委員会飛ノ台史跡公園博物館　船橋市縄文コンテンポラリー展実行委員会
54	飛ノ台史跡公園博物館　紀要　第 22 号	1	船橋市飛ノ台史跡公園博物館	船橋市飛ノ台史跡公園博物館

他、埋蔵文化財関係図書　127 点

2　資料の整理

郷土博物館で収蔵している各種資料（民具・文書・写真等）はクラウド型データベースに登録し、管理しています。これらの資料は、インターネット上で、「浦安市郷土博物館収蔵品データベース」において公開しています。

令和 7 年度は、寄贈いただいた資料（p. 40 参照）、未整理資料について、文書 182 点、民具 85 点、写真 1,035 点、図書 40 点、映像 7 点、絵画 3 点を新たに登録し、資料登録数は総計で 95,548 点となりました。（令和８年３月 31 日現在）

3　資料の貸出・閲覧

当館所蔵の博物館資料（民具・文書・写真等）は随時貸出・閲覧を行っております。
令和 7 年度の実績は、下記のとおりです。

（1）資料貸出

写真貸出　　計39件　①テレビ利用…10件
②書籍・新聞・雑誌掲載…17 件
③WEB 掲載…２件
④その他…10 件（庁内利用、イベント利用等）

映像貸出　　計２件
実物貸出　　計４件

（２）他館展示への協力等

貸出先	目的	種類	資料名、収蔵番号
千葉県立中央博物館	令和７年度特別展（「房総うみの幸大百科－千葉の豊かな海と食文化－」において展示するため	民俗	アオギス（剥製）　10563 イカ藻（複製）　13475 むき包丁（バカガイ用）２点　381、5749 むき包丁（アサリ用）２点　7122、16023 むき包丁（近七丸、カキ用）　386 腰まきかご　8805 海苔げた　5676 海苔切り包丁（一枚包丁）　443 飛行機包丁　1758 たたき台（海苔たたき台）　1101 計 12 点
現代産業科学館	令和７年度企画展「うみ・千葉めぐり～魅力あふれる海の仕事～」において展示するため	民俗	ベカ舟（コシタブベカ）　16436 船模型（打瀬船）　16435 船模型（ベカ舟）　13829 釣り竿（アオギス用）　940 脚立　13842 アオギス剥製　10562 いか藻　13477 ガタ 餌箱とびく（アオギス用）　971 アオギス写真 イカ藻イラスト 計 11 点
千葉県立房総のむら	令和７年度企画展「房総の海辺のムラ－漁撈から見た人々のくらし－」における展示及び広報媒体へ写真を使用するため	民俗、写真	船模型（ベカ舟）森造船　9 じょれん（貝むき用）　366 サック（指サック）　390 ひらて　391 ほか 30 点、計 34 点

ほか、展示会参加　１件　千葉県北西部地区文化財行政担当者連絡協議会
千葉県北西部地区文化財発表会

（3）資料の閲覧

日付	目的	種類	資料群名	収蔵番号	資料名
5月21日（水）	研究	文書	平成28年度以降寄贈・登録文書（数点のみの寄贈のもの）	61-45	浦安今川団地・見明川団地案内パンフレット
				62-46	浦安今川団地・見明川団地（庭付2階建）住宅配置図
				63-47	浦安今川・見明川団地分譲住宅譲渡案内
			市史編さん室収集資料	5-4-5-14	団地案内図　住宅間取図　今川団地　見明川団地　（パンフレットのコピー）
			常設展示参考用収集資料	59-9	京葉工業地帯要覧−千葉県企業誘致案内−
				61-11	京葉工業地帯地盤調査報告　三木五三郎先生
		写真	浦安市史掲載写真集　№1	プリントNo.05399	今川団地（新市街地の住宅街）
11月2日（日）	研究	民俗	なし	012732	船模型（屋形船）
				012825	船模型（屋形船）勘兵衛
				013218	船模型（マキ船）勘兵衛
				013219	船模型（べか舟）勘兵衛
3月17日（火）	研究	文書	佐久間家文書	1-1-82	契約証（南葛飾郡葛西村東宇喜田地所買受）
				1-3-1-25	〔第２９号　３件に付き臨時村会通知〕
				1-18-2-15	〔御屋敷へ歎願の事情の書類、加藤より取寄せらるにつき書状〕
				1-43-13	〔前田１件御申合せの次第昨日本人へ御相談致した件について書状〕
				1-43-21	契約証（萱生地２町４反５畝１２歩質入証下書）
				1-43-91	〔葭小作苅取場荒地に相成るにつき丹精下さるべく書状〕
				3-1-75	〔売買登記に関する件の書状〕
				3-15-6-1	〔地価・地租のメモ他〕
				2-26	明治１５年午１２月吉日茅売場記帳
				1-55-23	〔三角州の件貴兄御希望これあらば尽力致すにつき書状〕

				3-2-18	海苔場移転願
				3-19	〔浦安村会に対する抗議書〕
				3-2-35	聯合海苔場簀抜取契約証
				1-1-59-2	〔東葛飾郡浦安小学校新築費寄付金感謝状〕
				1-3-63-1	履歴書（佐久間安太郎）

Ⅶ 文化財の保護・活用

1　文化財の指定

教育委員会は、市にとって重要な文化財（文化財保護法により重要文化財に指定されたもの及び千葉県条例により千葉県指定文化財に指定された文化財を除く。）を浦安市指定文化財とし、その保護と活用に努めています。

（１）県指定文化財及び市指定文化財一覧

No	指定区分	種別	名称	所在地	管理者等
1	県指定	有形文化財	宝城院庚申塔	堀江四丁目14番1号	宝城院
2	県指定	無形民俗文化財	浦安のお洒落踊り	―	浦安お洒落保存会
3	県指定	有形民俗文化財	浦安の船大工道具	猫実一丁目2番7号	浦安市
4	県指定	有形文化財	旧大塚家住宅	堀江三丁目3番1号	浦安市
5	県指定	有形文化財	浦安の三軒長屋	猫実一丁目2番7号	浦安市
1	市指定	有形文化財	小金原の鹿狩資料	―	個人
2	市指定	有形文化財	五人組仕置帳	猫実一丁目2番7号	浦安市
3	市指定	有形文化財	公訴員猟願成の塔	猫実三丁目10番3号	花蔵院
4	市指定	無形民俗文化財	浦安囃子	―	浦安囃子保存会
5	市指定	有形民俗文化財	海苔生産用具一式	猫実一丁目2番7号	浦安市
6	市指定	記念物	豊受神社の大銀杏	猫実三丁目13番1号	豊受神社
7	市指定	有形文化財	質入れ証文	―	個人
8	市指定	有形文化財	田中十兵衛墓	当代島二丁目6番27号	善福寺
9	市指定	有形文化財	大塚亮平顕彰碑	堀江四丁目14番2号	大蓮寺
10	市指定	有形民俗文化財	江實小学校卒業証書	―	個人
11	市指定	有形文化財	庚申塔	猫実四丁目15番	個人
12	市指定	有形文化財	旧宇田川家住宅	堀江三丁目4番8号	浦安市
13	市指定	有形文化財	清瀧神社本殿	堀江四丁目1番5号	清瀧神社
14	市指定	有形文化財	猫実村新田検地帳及び猫実村御検地水帳	猫実一丁目2番7号	浦安市
15	市指定	有形民俗文化財	大般若（経文及び経箱）	堀江四丁目14番1号	宝城院
16	市指定	有形民俗文化財	袴（２着）	猫実一丁目2番7号	浦安市

No	指定区分	種　別	名　称	所　在　地	管　理　者
17	市指定	有形文化財	宝篋印塔	当代島二丁目6番27号	善福寺
18	市指定	無形文化財	浦安細川流投網	—	浦安細川流投網保存会
19	市指定	有形文化財	旧本澤家住宅	猫実一丁目2番7号	浦安市
20	市指定	有形文化財	旧吉田家住宅	猫実一丁目2番7号	浦安市
21	市指定	有形文化財	旧太田家住宅	猫実一丁目2番7号	浦安市
22	市指定	有形文化財	大鯨の碑	当代島三丁目11番1号	稲荷神社

（2）市内史跡（伝統的地名・史跡）表示板設置場所一覧　　※は指定有形文化財

	史　跡　名	所　在　地	管　理　者
1	富士塚（稲荷神社）	当代島三丁目11番1号　稲荷神社内	稲荷神社
2	田中十兵衛の墓　※	当代島二丁目6番27号　善福寺内	善福寺
3	宝篋印塔　※	当代島二丁目6番27号　善福寺内	善福寺
4	船圾川跡	当代島三丁目14番7号付近	浦安市
5	船圾川跡	当代島3丁目13番1号付近	浦安市
6	富士塚（豊受神社）	猫実3丁目13番1号　豊受神社内	豊受神社
7	豊受神社の大銀杏　※	猫実3丁目13番1号　豊受神社内	豊受神社
8	公訴貝猟願成の塔　※	猫実3丁目10番3号　花蔵院内	花蔵院
9	渡し場跡	猫実五丁目7番付近	浦安市
10	蒸気河岸	猫実五丁目7番付近	浦安市
11	浦安小学校跡	猫実四丁目19番付近	浦安市
12	猫実の庚申塔　※	猫実四丁目15番	個人
13	境川	猫実3丁目2番付近	浦安市
14	おっぱらみ	猫実3丁目2番付近	浦安市
15	左右天命弁財天	猫実二丁目23番2号付号近	個人
16	常灯明跡	猫実1丁目2番5号付近	浦安市
17	三番土堤	猫実1丁目18番付近	浦安市
18	三番土堤	猫実1丁目2番3号付近	浦安市
19	金魚池跡	猫実1丁目2番5号付近	浦安市
20	清瀧神社本殿　※	堀江4丁目1番5号　清瀧神社内	清瀧神社

	史　跡　名	所　在　地	管　理　者
21	富士塚（清瀧神社）	堀江４丁目１番５号　清瀧神社内	清　瀧　神　社
22	宝城院の庚申塔	堀江４丁目 14 番１号　宝城院内	宝　城　院
23	おびんずる	堀江４丁目 14 番１号　宝城院内	宝　城　院
24	宇田川六郎兵衛墓	堀江４丁目 14 番２号　大蓮寺内	大　蓮　寺
25	大塚亮平顕彰碑　※	堀江４丁目 14 番２号　大蓮寺内	大　蓮　寺
26	大蓮寺鐘楼	堀江４丁目 14 番２号　大蓮寺内	大　蓮　寺
27	久助稲荷	堀江４丁目 14 番２号　大蓮寺内	大　蓮　寺
28	しなび地蔵	堀江２丁目６番 35 号　正福寺内	正　福　寺
29	浄行堂	堀江２丁目６番 35 号　正福寺内	正　福　寺
30	亀乗薬師如来	堀江２丁目４番 27 号　東学寺内	東　学　寺
31	六人河岸	堀江４丁目２番	浦　安　市
32	浦安町役場跡	堀江４丁目１番付近	浦　安　市
33	大松	堀江４丁目１番付近	浦　安　市
34	境川	堀江４丁目１番付近	浦　安　市
35	境川	堀江２丁目１番１号付近	浦　安　市
36	江川	堀江２丁目１番	浦　安　市
37	清瀧弁財天	堀江５丁目６番 17 号	弁財天奉讃会
38	浜土堤	堀江６丁目１番 45 号付近	浦　安　市
39	浜土堤	富士見１丁目 17 番	浦　安　市
40	漁場跡（中央公園）	富岡４丁目 25 番	浦　安　市
41	漁場跡（今川記念公園）	今川１丁目９番	浦　安　市
42	漁場跡（美浜公園）	美浜５丁目 14 番	浦　安　市
43	待ち合わせのぼんぎ	入船３丁目 66 番４号	浦　安　市
44	大三角跡（舞浜公園）	舞浜２丁目１番	浦　安　市
45	大三角跡（大三角公園）	舞浜３丁目 37 番	浦　安　市

2　県指定及び市指定有形文化財住宅の現地保存・公開

（1）設置及び管理

県指定及び市指定有形文化財住宅を適切に保存し、これを公開することにより、市民の文化教養の向上に努めています。

①名称及び位置

指　　定	名　　称	所 在 地
県　指　定	旧　大　塚　家　住　宅	浦安市堀江三丁目３番１号
市　指　定	旧　宇　田　川　家　住　宅	浦安市堀江三丁目４番８号

②根拠条例

・千葉県文化財保護条例

・浦安市指定有形文化財住宅の設置及び管理に関する条例

（2）施設の概要及び令和７年度利用者数

①施設の概要

名　　称：旧大塚家住宅
敷　　地：271.07 ㎡
建　　物：木造平屋建
　　寄棟造茅葺
建築面積：95.86 ㎡

名　　称：旧宇田川家住宅
敷　　地：467.04 ㎡
建　　物：木造二階建（一部平屋建）
　　寄棟造瓦葺
建築面積：180.99 ㎡

②令和７年度利用者数

月	開館日数	旧大塚家住宅（人）	旧宇田川家住宅（人）
4	21	332	283
5	21	683	705
6	21	1,033	1,124
7	22	155	173
8	23	188	154
9	20	147	175
10	22	280	268
11	22	404	408
12	18	141	135
1	19	257	235
2	19	216	194
3	21	327	309
合計	249	4,163	4,163

（３）旧宇田川家住宅・大塚家住宅活用事業

市内の文化財や郷土の歴史に親しむ機会を提供するため、旧宇田川家・大塚家を利用した事業を行いました。

事業名	事業内容	実施期間	実施場所	参加者数
昔の生活体験	掃除、打ち水 障子の穴直しなど	通年	旧宇田川家住宅 旧大塚家住宅	32 名
昔の遊び体験	お手玉、けん玉 おはじきなど			2,529 名
年中行事の飾りつけ体験	お月見飾り、お正月飾り等			346 名
浦安を描こう	旧市街地をスケッチし、作品を文化財住宅に展示	５月 25 日（日）	旧市街地	中止
かまどの日（じゃがいも）	旧大塚家住宅のかまどを使った調理体験	５月 31 日（土）	旧大塚家住宅	５名
文化財住宅で昔遊び！	文化財住宅で昔遊び体験	６月 15 日（日）～６月 29 日（日）	旧宇田川家住宅 旧大塚家住宅	20 名
文化財住宅めぐり	市内の文化財住宅を見学する	10 月 25 日（土）	旧宇田川家住宅 旧大塚家住宅 旧医院 博物館屋外展示場	11 名
かまどの日（さつまいも）	旧大塚家住宅のかまどを使った調理体験	11 月 15 日（土）	旧大塚家住宅	６名
文化財住宅で将棋をしよう	文化財住宅で将棋体験	11 月 16 日（日）～11 月 30 日（日）	旧宇田川家住宅 旧大塚家住宅	26 名
文化財住宅で正月遊び！	文化財住宅で正月遊び体験	12 月 16 日（火）～１月 16 日（日）		42 名
海苔焼き体験	文化財住宅で海苔焼き体験	２月 21 日（土）	旧大塚家住宅	37 名
文化財めぐり	市内の文化財住宅を巡る	３月７日（土）	旧宇田川家住宅 旧大塚家住宅	13 名

Ⅷ 刊行物及びミュージアムショップ

1　刊行物

（1）刊行物一覧

	項　　目	発行者	発行年月日	頒布価格
1	浦安町誌（上）	浦安町役場	S44 年 12 月	完売
2	浦安町誌（下）	浦安町役場	S49 年 11 月	2,000 円
3	浦安市史	浦安市	S60 年 3 月	2,000 円
4	浦安市史（まちづくり編）	浦安市	H11 年 3 月	3,000 円
5	浦安市史（生活編）	浦安市	H11 年 3 月	2,000 円
6	浦安のことば	浦安市教育委員会	S57 年 4 月	800 円
7	浦安の昔話	浦安市	S59 年 3 月	800 円
8	続浦安の昔話	浦安市	S60 年 3 月	800 円
9	浦安文化財めぐり	浦安市教育委員会	H13 年 3 月	500 円
10	特別展図録 アオギスがいた海	浦安市郷土博物館	H13 年 6 月	1,000 円
11	企画展展示解説 のり-東京湾のノリ-	浦安市郷土博物館	H14 年 1 月	完売
12	見てふれて感じて浦安市郷土博物館（児童用解説書）	浦安市郷土博物館	H13 年 3 月	200 円
13	浦安市郷土博物館 常設展示解説書	浦安市郷土博物館	H13 年 10 月	800 円
14	浦安市郷土博物館活用の手引き　第 1 集	浦安市教育委員会	H13 年 2 月	非売品
16	浦安市郷土博物館活用の手引き　第 2 集（CD 版）	浦安市教育委員会	H16 年 3 月	非売品
17	浦安市郷土博物館活用の手引き　第 3 集	浦安市教育委員会	H31 年 3 月	非売品
18	浦安市文化財調査報告第 1 集　浦安の町家 -旧宇田川家住宅修理工事報告書-	浦安市教育委員会	S60 年 3 月初版、 H10 年 2 月第 2 版	1,200 円
19	浦安市文化財調査報告第 2 集　浦安の民家 -浦安市民家調査報告書-	浦安市教育委員会	S62 年 3 月初版、 H11 年 3 月第 2 版	800 円
20	浦安市文化財調査報告第 3 集　浦安の漁家 -旧大塚家住宅修理工事報告書-	浦安市教育委員会	S63 年 2 月初版、 H14 年 3 月第 3 版	1,200 円
21	浦安市文化財調査報告第 4 集　浦安の石造物 -浦安市石造物調査報告書-	浦安市教育委員会	H 元年 3 月初版、 H9 年 2 月第 2 版	1,200 円
22	浦安市文化財調査報告第 5 集　海とともに -浦安市漁撈習俗調査報告書-	浦安市教育委員会	H7 年 10 月	非売品
23	浦安市文化財調査報告第 6 集　浦安のベカ舟 -浦安市ベカ舟調査報告書-	浦安市教育委員会	H5 年 3 月初版、 H11 年 3 月第 2 版	完売
24	浦安市文化財調査報告第 7 集　浦安の民家Ⅱ -浦安市民家調査報告書-	浦安市教育委員会	H6 年 3 月	800 円
25	浦安市文化財調査報告第 8 集　災害と闘ってきたまち -浦安市災害史調査報告書-	浦安市教育委員会	H8 年 3 月	800 円
26	浦安市文化財調査報告第 9 集　水に囲まれたまち -浦安市交通史調査報告書-	浦安市教育委員会	H8 年 3 月	1,000 円
27	浦安市文化財調査報告第 10 集　浦安の民俗 -社会組織・年中行事・信仰-	浦安市教育委員会	H8 年 3 月	1,500 円
28	浦安市文化財調査報告第 11 集　浦安市史料目録Ⅰ -旧宇田川家住宅文書-	浦安市教育委員会	H8 年 12 月	1,200 円

	項　　目	発行者	発行年月日	頒布価格
29	浦安市文化財調査報告第 12 集　漁師の観天望気 -浦安市自然史調査報告書-	浦安市教育委員会	H9 年 3 月	1,000 円
30	浦安市文化財調査報告第 13 集　浦安市史料目録Ⅱ -前田治郎助家文書-	浦安市教育委員会	H10 年 2 月	600 円
31	浦安市文化財調査報告第 14 集　浦安の漁撈習俗 1 -鵜縄漁-	浦安市教育委員会	H11 年 3 月	1,200 円
32	浦安市文化財調査報告第 15 集　浦安の三軒長屋 -旧内田喜一氏所有三軒長屋修理工事報告書-	浦安市教育委員会	H14 年 3 月	1,000 円
33	浦安市文化財調査報告第16集　漁師の家　旧吉田家貸家住宅　魚屋　旧太田家住宅　たばこ屋　旧本澤家住宅-浦安市郷土博物館移築民家三棟修理工事報告書-	浦安市教育委員会	H14 年 3 月	1,500 円
34	浦安市文化財調査報告第 17 集　浦安の漁撈習俗２ －海苔－	浦安市教育委員会	H15 年 3 月 H27 年3月第２版	1,400 円
35	浦安市郷土博物館調査報告第 1 集　アオギスがいた海	浦安市郷土博物館	H14 年 3 月	500 円
36	浦安市郷土博物館調査報告第 2 集　のり 1　-海苔養殖はいま-	浦安市郷土博物館	H16 年 3 月 H18 年 1 月	1,000 円
37	浦安市郷土博物館調査報告第 3 集　のり 2　-ちば海苔いまむかし-	浦安市郷土博物館	H18 年 3 月	完売
38	浦安市郷土博物館調査報告第 4 集　豊かな江戸前の海の再生を目指して	浦安市郷土博物館	H18 年 3 月	1,000 円
39	文化財マップ	浦安市教育委員会	H21 年 3 月	150 円
40	浦安市郷土博物館調査報告第 5 集　ハマん記憶を明日へ 聞き書き報告書 1（漁業者・水産関係者編）-「黒い水」から 50 年-	浦安市郷土博物館	H21 年 12 月	1,500 円
41	浦安市郷土博物館調査報告第 6 集　ハマん記憶を明日へⅡ 聞き書き報告書２（女性・子ども・水産関係以外の職業者編）-「黒い水」から 50 年-	浦安市郷土博物館	H23 年 3 月	1,500 円
42	浦安市郷土博物館調査報告第 7 集　浦安の農業　-浦安市農業史調査報告書-	浦安市郷土博物館	H26 年 3 月	未販売
43	浦安市郷土博物館調査報告第 8 集　青べか物語　それぞれの想い	浦安市郷土博物館	H27 年 3 月 H28 年 8 月 2 版	1,500 円
44	浦安市郷土博物館調査報告第 9 集　江戸時代の浦安 1 『下總行徳領獵師種蠣記録』-下総国葛飾郡堀江村漁業出入留書	浦安市郷土博物館	H28 年 3 月	完売
45	浦安市郷土博物館調査報告第 10 集　浦安の烏賊網漁	浦安市郷土博物館	H29 年 3 月	1,500 円
46	浦安市郷土博物館調査報告第 11 集　浦安の漁撈用具 1-漁村文化研究会（元「東邦大学漁村問題調査研究自主ゼミナール」）資料寄贈目録	浦安市郷土博物館	H29 年 3 月	1,000 円
47	浦安市郷土博物館調査報告第 12 集　平成 28 年度企画展　浦安鉄鋼団地「身近にあるが知られていない日本一」	浦安市郷土博物館	H29 年 6 月	800 円
48	浦安市郷土博物館調査報告第13集　浦安のシラウオ漁	浦安市郷土博物館	H30 年 3 月	1,500 円
49	浦安市郷土博物館調査報告 第 14 集　浦安の漁撈用具 2－海苔網製作具と餌堀道具－	浦安市郷土博物館	H30 年 3 月	1,000 円
50	浦安市郷土博物館調査報告 第 15 集　測量をめぐる浦安の偉人　宇田川徳太郎	浦安市郷土博物館	H30 年 3 月	800 円
51	屋外展示場　展示解説英語文例集	浦安市郷土博物館	H31 年 1 月	1,000 円
52	企画展図録　大塚勉写真展　～浦安に生まれて～ SITE　埋立地　1971-2019　生成する場	浦安市郷土博物館	R1 年 11 月	1,000 円
53	浦安市郷土博物館調査報告 第 16 集　浦安の漁撈用具 3－浦安の漁法一覧・海苔網・延縄－	浦安市郷土博物館	R2 年 3 月	800 円

（2）文化財パンフレット類

	項　　目	発行者	発行年月日
1	浦安のべか舟	浦安市郷土博物館	H9 年 5 月初版、H13 年 4 月第 2 版
2	浦安の投網師	浦安市郷土博物館	H8 年 6 月初版、H13 年 8 月第 2 版
3	災害と闘ってきたまち-キティ台風の襲来-	浦安市郷土博物館	H9 年 8 月初版、H13 年 4 月第 2 版
4	浦安の伝統芸能	浦安市郷土博物館	H9 年 12 月初版、H14 年 3 月第 2 版
5	漁師の観天望気	浦安市郷土博物館	H10 年 3 月初版、H13 年 8 月第 2 版
6	周五郎が愛した青べかの町	浦安市郷土博物館	H10 年 1 月初版、H12 年 12 月第 2 版
7	水に囲まれたまち	浦安市郷土博物館	H10 年 3 月初版、H13 年 8 月第 2 版
8	浦安の年中行事	浦安市郷土博物館	H10 年 8 月初版、H14 年 1 月第 2 版
9	市内に今でも残る文化財住宅	浦安市郷土博物館	H13 年 7 月初版、H15 年 3 月第 2 版
10	浦安の打瀬網漁	浦安市郷土博物館	H15 年 3 月
11	海苔のできるまで	浦安市郷土博物館	H15 年 3 月
12	浦安の三軒長屋	浦安市郷土博物館	H19 年 9 月初版、H24 年 3 月 2 版
13	浦安鉄鋼団地を探ろう！	浦安市郷土博物館	H30 年 3 月

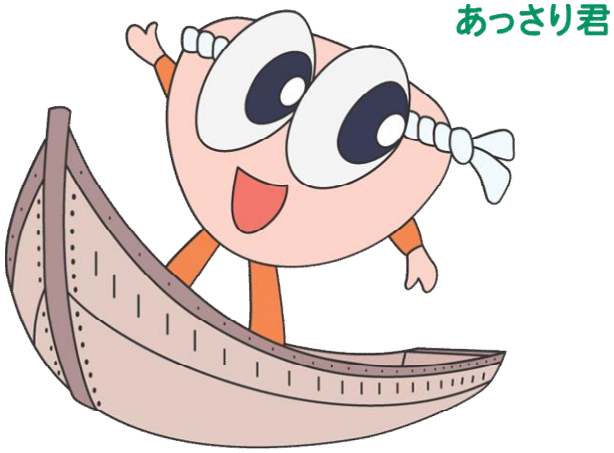
2　ミュージアムショップ

郷土理解を深め、学習・研究のための資料として、浦安市史や調査報告書などの刊行物や、博物館をより身近に感じてもらうために、郷土博物館マスコットキャラクター「あっさり君」のデザインを使用したキーホルダー、ノートなどの文具、ベーゴマやぬいぐるみなどのグッズを販売しています。

○令和 7 年度売上

刊行物：203,850 円　　グッズ：279,590 円





Ⅸ　利用状況

1　令和７年度　月別入館者数

月	入館者数(人)	開館日数(日)	1日平均(人)
4	11,819	24	492
5	9,028	24	376
6	7,559	24	315
7	8,717	25	349
8	9,874	25	395
9	9,114	22	414
10	9,495	25	380
11	9,735	23	423
12	6,214	23	270
1	9,189	22	418
2	10,232	21	487
3	11,233	24	468
合計	112,209	282	398

月別入館者数推移



２　年度別入館者数

年度	開館日数（日）	入館者数（人）	一日平均（人）
平成 28 年度	291	105, 582	363
平成 29 年度	294	91, 720	312
平成 30 年度	294	100, 999	344
令和元年度	264	100, 867	382
令和２年度	188	28, 775	153
令和３年度	256	48, 967	191
令和４年度	295	86, 215	292
令和５年度	296	111, 770	378
令和６年度	286	102, 059	357
令和７年度	282	112, 209	398

年度別入館者数推移



３　団体利用数・博学連携活用数

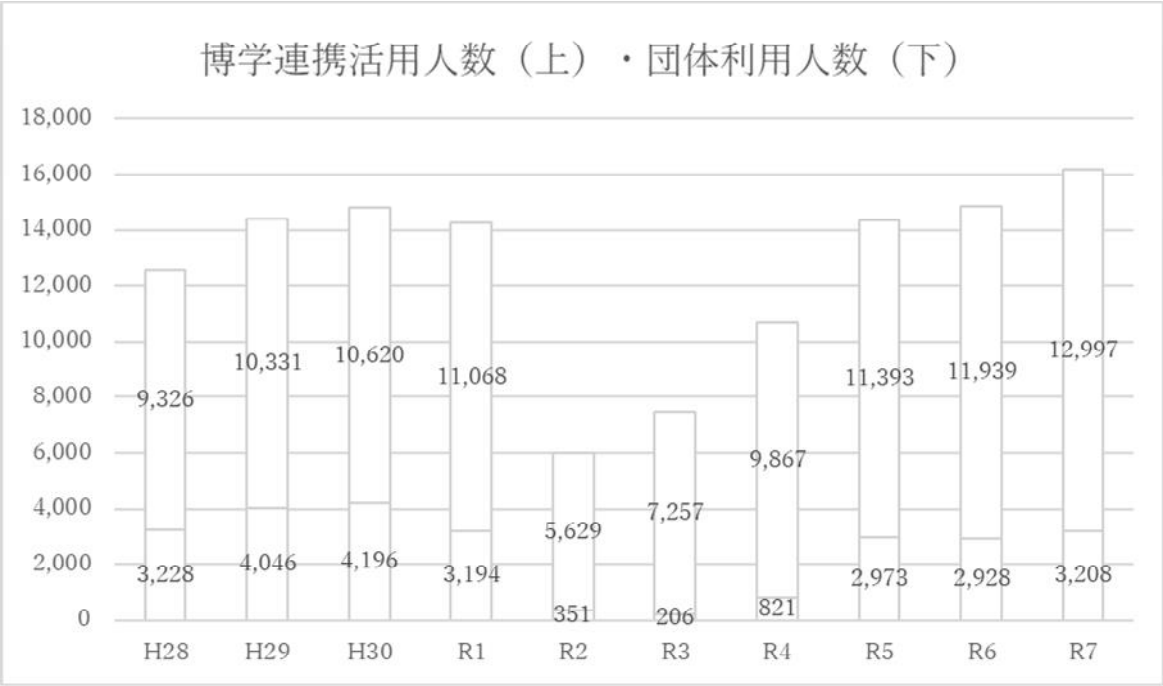
年度別団体利用数

年度	団体数（合計）	市内団体	市外団体	延べ人数（人）
平成 28 年度	109	27	82	3,228
平成 29 年度	175	40	135	4,046
平成 30 年度	226	88	138	4,196
令和元年度	245	127	118	3,194
令和２年度	23	12	11	351
令和３年度	20	7	13	206
令和４年度	68	49	19	821
令和５年度	221	58	163	2,973
令和６年度	209	37	172	2,928
令和７年度	249	53	196	3,208

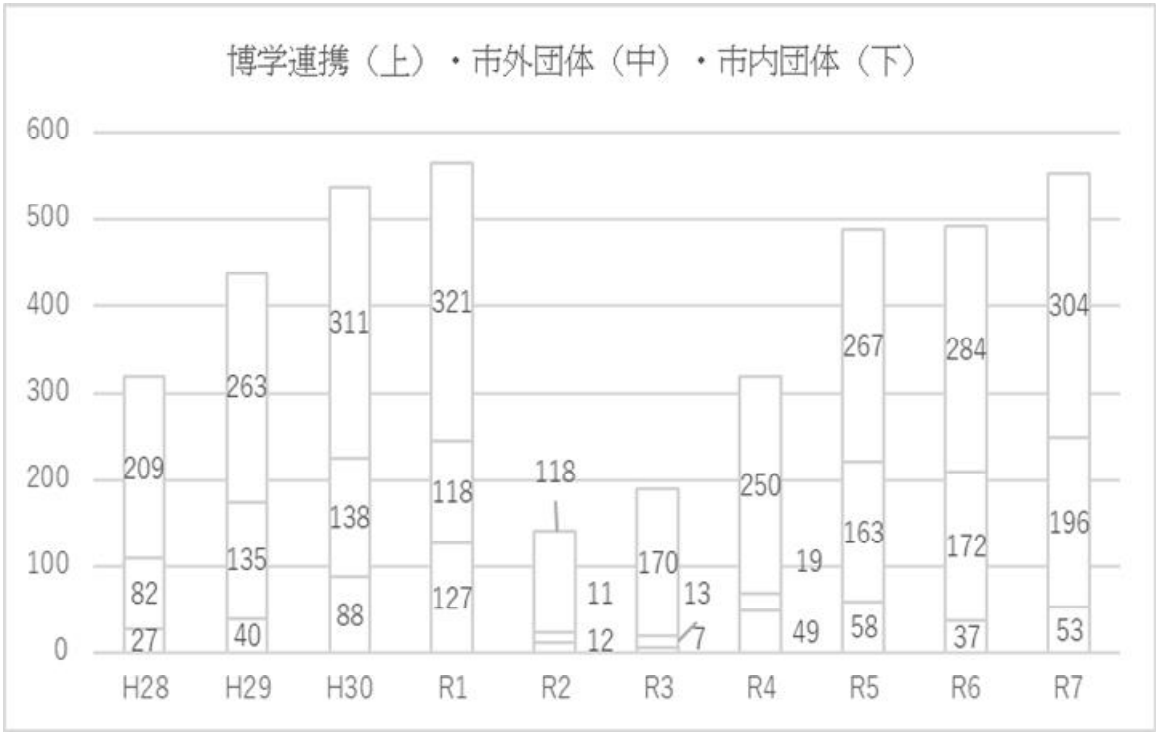
年度別博学連携活用数

年度	活用回数（回）	活用人数（人）
平成 28 年度	209	9,326
平成 29 年度	263	10,331
平成 30 年度	311	10,620
令和元年度	321	11,068
令和２年度	118	5,629
令和３年度	170	7,257
令和４年度	250	9,867
令和５年度	267	11,393
令和６年度	284	11,939
令和７年度	304	12,997

博学連携活用人数・団体利用人数推移（人）



博学連携活用回数・団体利用数推移（回）



４　メディア利用

令和７年度は、87 件の取材・掲載依頼がありました。

媒体	件数	内容
テレビ	39	・浦安市行政情報番組「こちら浦安情報局」(27 回) ・NHK「おとな時間研究所」 ・NHK「小さな旅」 ・NHK「午後 LIVE ニュースーン」 ・千葉テレビ「チュバチュバワンダーランド」 その他８件
新聞・ミニコミ紙	21	・浦安・市川よみうり (13 回) ・毎日新聞 ・ちいき新聞 ・日本経済新聞 ・しんぶん赤旗 その他４件
フリーペーパー・ 雑誌・書籍類	11	・月刊『散歩の達人』 ・るるぶ特別編集『日本道路興運』 ・NPO 法人ちば文芸フォーラム『言の葉ひろ場』 ・『アエルデ浦安版』 ・『ゆうゆう手帖』(vol.53,vol.55) その他６件
Web	８	・「ちば観光ナビ」 ・「るるぶ&more」 ・京葉ガス「With You 千葉」 ・関東礦油株式会社 WEB マガジン ・関東広域観光機構 SNS その他３件
その他	８	・「大森海苔のふるさと館ニュース」 ・「ちば文化資産 GUIDEBOOK」 ほか

X　条例・規則

○浦安市郷土博物館の設置及び管理に関する条例

平成13年３月23日
条例第２号
改正　令和３年３月12日条例第９号
令和５年３月29日条例第15号

（設置）

第１条　本市は、歴史、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管し、及び展示して市民の利用に供するとともに、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、併せてこれらの資料に関する調査研究を行うため、浦安市郷土博物館（以下「博物館」という。）を設置する。

（令５条例15・一部改正）

（名称及び位置）

第２条　博物館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
浦安市郷土博物館	浦安市猫実一丁目２番７号

（事業）

第３条　博物館は、博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第３条第１項各号に掲げる事業を行う。

（令５条例15・一部改正）

（管理）

第４条　博物館は、浦安市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

（職員）

第５条　博物館に館長、学芸員その他必要な職員を置く。

（博物館協議会）

第５条の２　法第23条第１項の規定により、浦安市郷土博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

２　協議会は、委員７人以内をもって組織する。

３　委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者並びに博物館を利用する者の中から任命する。

４　委員の任期は、２年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

５　委員の再任は、妨げない。

６　前各項に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

（令３条例９・追加、令５条例15・一部改正）

（入館料）

第６条　博物館の入館料は、無料とする。ただし、博物館が期間を定めて特別の展示をするときは、市長は、１人につき1,100円を超えない範囲内において教育委員会が定める額（消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を含む。）を入館料として徴収することができる。

２　市長は、特に必要があると認めるときは、前項ただし書の入館料を減額し、又は免除することができる。

（令５条例15・全改）

（入館の制限及び退館）

第７条　教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、博物館の利用者に対し、入館を禁止し、又は退館させることができる。

(1)　展示品等を汚損し、又はき損するおそれがあるとき。

(2)　公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(3)　その他博物館の管理上支障があるとき。

（損害賠償）

第８条　博物館の利用者が博物館の施設、設備又は博物館資料を滅失し、又はき損したときは、速やかに原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特にやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

（教育委員会規則への委任）

第９条　この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成13年４月１日から施行する。

（浦安市郷土資料館の設置及び管理に関する条例の廃止）

2　浦安市郷土資料館の設置及び管理に関する条例（昭和55年条例第９号）は、廃止する。

附　則（令和３年３月12日条例第９号）

（施行期日）

1　この条例は、令和３年７月１日から施行する。

（浦安市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2　浦安市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第11号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附　則（令和５年３月29日条例第15号）

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

○浦安市郷土博物館の設置及び管理に関する条例施行規則

平成13年３月30日

改正　平成23年３月31日教委規則第４号

令和５年３月23日教委規則第５号

（趣旨）

第１条　この規則は、浦安市郷土博物館の設置及び管理に関する条例（平成13年条例第２号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（開館時間）

第２条　浦安市郷土博物館（以下「博物館」という。）の開館時間は、午前９時30分から午後５時までとする。ただし、館長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

（平23教委規則４・一部改正）

（休館日）

第３条　博物館の休館日は、次のとおりとする。ただし、館長が必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1)　月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）

(2)　休日の翌日（その日が日曜日及び土曜日に当たる場合はその日後において、その日に最も近い休館日でない日）

(3)　12月29日から翌年の１月３日までの日

(4)　館内整理日（毎月の末日。ただしその日が前３号に規定する休館日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い前３号に規定する休館日、日曜日及び土曜日でない日とする。）

２　前項の休館日であっても、館長が特に必要と認めた場合は、館の全部又は一部を開館することができる。

（平23教委規則４・一部改正）

（資料の寄附）

第４条　館長は、博物館の展示又は研究に資する目的で、博物館資料の寄附を受け

ることができる。

2　博物館資料を寄附しようとする者は、寄附申込書（別記第１号様式）を館長に提出しなければならない。

3　館長は、寄附品を受領したときは、博物館資料の寄附品受領書（別記第２号様式）を寄附者に交付する。

（資料の受託）

第５条　館長は、博物館の展示又は研究の目的で、博物館資料の寄託を受けることができる。

2　博物館資料を寄託しようとする者は、寄託申込書（別記第３号様式）を館長に提出しなければならない。

3　館長は、博物館資料を受託したときは、受託品預り証（別記第４号様式）を寄託者に交付しなければならない。

4　館長は、受託した博物館資料の模写、模型制作、複製制作、撮影及びこれらを公刊しようとするときは、事前に寄託者の承諾を受けなければならない。

5　前項の行為を第三者がしようとするとき、館長は、寄託者の承諾を確認しなければならない。

（資料の返還）

第６条　館長は、展示等のために受託した博物館資料を返還するときは、受託品預り証と引き換えに行う。

（資料の借用）

第７条　館長は、博物館の展示又は研究の目的で博物館資料を借用することができる。

2　館長は、所有者から博物館資料を借用するときは、借用申込書（別記第５号様式）によって申し込まなければならない。

3　館長は、博物館資料を借用するときは、所有者から貸与承諾書（別記第６号様式）の交付を受けなければならない。

4　館長は、博物館資料を受領したときは、借用資料預り証（別記第７号様式）を所有者に交付しなければならない。

5　第５条第４項及び第５項の規定は、博物館又は第三者が、前項の規定により借用した博物館資料の模写、模型制作、複製制作、撮影及びこれらの公刊を行う場合

に準用する。

（資料の貸出し）

第８条　館長は、博物館資料の館外貸出しをすることができる。

２　博物館資料の館外貸出しを受けることができるものは、次のとおりとする。

(1)　国立の博物館、博物館法（昭和26年法律第285号）第２条第１項に規定する博物館及び同法第31条第１項の規定により指定された施設

(2)　社会教育法（昭和24年法律第207号）第21条に規定する公民館

(3)　国立の図書館及び図書館法（昭和25年法律第118号）第２条第１項に規定する図書館

(4)　学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校

(5)　その他館長が適当と認めたもの

３　博物館の館外貸出しを受けようとする者は、館外貸出申込書（別記第８号様式）を館長に提出し、館長から館外貸出許可書（別記第９号様式）の交付を受けなければならない。

４　博物館資料を借り受けた者は、館長に資料借用書（別記第10号様式）を提出しなければならない。

５　博物館資料を借り受けた者は、模写、模型制作、撮影及びこれらの公刊をしようとするときは、事前に館長の許可を受けなければならない。

（令５教委規則５・一部改正）

（委任）

第９条　この規則に定めるほか、必要な事項は教育長の承認を得て館長が定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成13年４月１日から施行する。

（浦安市郷土資料館の設置及び管理に関する条例施行規則の廃止）

２　浦安市郷土資料館の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和55年教育委員会規則第５号）は、廃止する。

附　則（平成23年３月31日教委規則第４号）

この規則は、平成23年４月１日から施行する。

附　則（令和５年３月23日教委規則第５号）

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

○浦安市郷土博物館協議会運営規則

令和３年３月12日

教委規則第３号

（趣旨）

第１条　この規則は、浦安市郷土博物館の設置及び管理に関する条例（平成13年条例第２号）第５条の２第６項の規定により浦安市郷土博物館協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員長等）

第２条　協議会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選によって選出する。

２　委員長は、会務を総理する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第３条　協議会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

２　協議会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

３　協議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（庶務）

第４条　協議会の庶務は、浦安市郷土博物館において処理する。

（補則）

第５条　この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が協議会に諮って定める。

附　則

この規則は、令和３年７月１日から施行する。

○浦安市文化財保護条例

昭和56年３月20日

条例第61号

改正　平成18年３月24日条例第21号

目次

第１章　総則（第１条―第４条）
第２章　市指定有形文化財（第５条―第21条）
第３章　市指定無形文化財（第22条―第27条）
第４章　市指定有形民俗文化財及び市指定無形民俗文化財（第28条―第35条）
第５章　市指定史跡名勝天然記念物（第36条―第39条）
第６章　市選定保存技術（第40条―第44条）
第７章　補則（第45条）
第８章　罰則（第46条―第49条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第182条第２項の規定により、法及び千葉県文化財保護条例（昭和30年千葉県条例第８号。以下「県条例」という。）の規定に基づき指定を受けた文化財以外の文化財で、市内に存するもののうち、本市にとつて重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もつて市民の正しい郷土理解と文化創造を援助し、永く後世に伝承して、我が郷土並びに我が国文化の向上に貢献することを目的とする。

（平18条例21・一部改正）

（定義）

第２条　この条例において「文化財」とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1)　建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）

(2)　演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で、歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）

(3)　衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で市民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）

(4)　歴史上又は学術上価値の高い遺跡及び芸術上又は観賞上価値の高い名勝地並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然現象の生じている土地を含む。）

（市等の責務）

第３条　市並びに浦安市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、文化財の保存及び活用に関し、第１条の目的を達成するため、文化財の現状をは握するとともに、文化財の持つ意義が市民生活の中で有効にその役割を果たすよう努めなければならない。

２　市民は、文化財の保護に努めるとともに、市がこの条例の目的を達成するために行う施策に誠実に協力しなければならない。

３　市並びに教育委員会は、この条例の趣旨を実現させるために、市指定文化財について標示板の設置等の具体的措置を積極的に講じるよう努めなければならない。

（財産権の尊重及び他の公益との調整）

第４条　教育委員会は、この条例の施行に当たつては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

第２章　市指定有形文化財

（指定）

第５条　教育委員会は、本市の区域内に存する有形文化財（法第27条第１項の規定により重要文化財に指定されたもの及び県条例第４条第１項の規定により千葉県指定有形文化財（以下「県指定有形文化財」という。）に指定されたものを除く。）のうち市にとつて重要なものを浦安市指定有形文化財（以下「市指定有形文化財」という。）に指定することができる。

２　前項の規定による指定をするときは、教育委員会は、あらかじめ、指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者（以下「所有者等」という。）の

同意を得なければならない。ただし、当該有形文化財の所有者等が判明しない場合は、この限りでない。

3　第１項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ、浦安市文化財審議会（以下「審議会」という。）に諮問しなければならない。

4　第１項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該有形文化財の所有者等に通知してする。ただし、当該有形文化財の所有者等が判明しない場合は、この限りでない。

5　第１項の規定による指定は、前項の規定による告示があつた日からこの効力を生ずる。

6　第１項の規定による指定をしたときは、教育委員会は、当該市指定有形文化財の所有者等に指定書を交付しなければならない。

（解除）

第６条　市指定有形文化財が市指定有形文化財としての価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

2　前項の規定による指定の解除には、前条第３項から第５項までの規定を準用する。

3　市指定有形文化財について法第27条第１項の規定による重要文化財又は県条例第４条第１項の規定による県指定有形文化財としての指定があつたときは、当該市指定有形文化財の指定は、解除されたものとする。

4　前項の場合には、教育委員会は、速やかに、その旨を告示するとともに、当該市指定有形文化財の所有者等に通知しなければならない。

5　第２項で準用する前条第４項の規定による市指定有形文化財の指定の解除の通知を受けたとき、又は前項の規定による通知を受けたときは、当該市指定有形文化財の所有者等は、速やかに市指定有形文化財の指定書を教育委員会に返付しなければならない。

（管理方法の指示）

第７条　教育委員会は、市指定有形文化財の所有者等に対し、当該市指定有形文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。

（所有者等の管理義務及び管理責任者）

第８条　市指定有形文化財の所有者等は、この条例に基づく教育委員会の指示に従

い、市指定有形文化財を適正に管理しなければならない。

２　市指定有形文化財の所有者等は、特別の事情があるときは、専ら自己に代わり当該市指定有形文化財の管理の責めに任ずべき者（以下「管理責任者」という。）を選任することができる。

３　前項の規定により管理責任者を選任したときは、市指定有形文化財の所有者等は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も、同様とする。

４　管理責任者には、第１項の規定を準用する。

（所有者等の変更等）

第９条　市指定有形文化財の所有者等が変更したときは、新たにその権利を引き継いだ者は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

２　市指定有形文化財の所有者等は、管理責任者を変更したときは、新管理責任者と連署の上、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

３　市指定有形文化財の所有者等又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。この場合において、氏名若しくは名称又は住所の変更が所有者等に係るものであるときは、届出の際指定書を添えなければならない。

（滅失・き損等）

第１０条　市指定有形文化財の全部若しくは一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを紛失し、若しくは盗み取られたときは、当該市指定有形文化財の所有者等（管理責任者がある場合は、その者）は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

（所在の変更）

第１１条　市指定有形文化財の所在を変更しようとするときは、所有者等（管理責任者がある場合は、その者）は、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。ただし、教育委員会規則で定める事由に該当する場合には、届出を要せず、又は所在の場所を変更した後届け出ることをもつて足りるものとする。

（修理）

第１２条　市指定有形文化財の修理は、当該市指定有形文化財の所有者等が行うものとする。

（管理又は修理の補助）

第１３条　市指定有形文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、所有者等がその負担に堪えない場合その他特別の理由がある場合には、市は、その経費の一部を、予算の範囲内で補助することができる。

２　前項の規定により補助金を交付する場合には、教育委員会は、その条件として、必要な指示又は監督をすることができる。

（補助金の交付決定の取消し及び返還）

第１４条　前条第１項の規定により補助金を交付決定された所有者等が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、市は、当該補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、その返還を命じることができる。

(1)　管理又は修理に関し条例等に違反したとき。

(2)　補助金交付の目的以外に補助金を使用したとき。

(3)　前条第２項の補助条件に従わなかつたとき。

（管理又は修理に関する勧告）

第１５条　市指定有形文化財の管理が適当でないため、当該市指定有形文化財が滅失し、き損し、又はこれを盗み取られるおそれがあると認められるときは、教育委員会は、所有者等（管理責任者がある場合は、その者）に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

２　市指定有形文化財がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、教育委員会は、所有者等（管理責任者がある場合は、その者）に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。

３　前２項の規定による勧告に基づいて行う措置又は修理のために要する費用は、予算の範囲内で、その全部又は一部を市の負担とすることができる。

４　前項の規定により市が費用を負担する場合には、第13条第２項及び前条の規定を準用する。

（有償譲渡の場合の納付金）

第１６条　市が、市指定有形文化財の管理又は修理に関し、第13条第１項の規定により補助金を交付し、又は前条第３項の規定により費用を負担した市指定有形文化財のその当時における所有者等又はそれらの相続人・受遺者若しくは受贈者は、

補助金の交付又は市の経費負担に係る修理等が行われた後、当該市指定有形文化財を有償譲渡した場合においては、補助又は負担を受けた金額の全部又は一部を市に納付しなければならない。ただし、市が認める特別の理由があるときは、これを免除することができる。

（現状変更等の制限）

第１７条　市指定有形文化財に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更で維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合及び保存に影響を及ぼす行為で影響の軽微である場合は、この限りでない。

２　前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。

３　教育委員会は、第１項の許可をする場合において、現状の変更又はその保存に影響を及ぼす行為に関し必要な条件を付すことができる。

４　第１項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかつたときは、教育委員会は、当該許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は当該許可を取り消すことができる。

５　第１項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第３項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、市は、その通常生ずべき損失を補償する。

（修理の届出等）

第１８条　市指定有形文化財を修理しようとするときは、所有者等（管理責任者がある場合は、その者）は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、第13条第１項の規定による補助金の交付、第15条第２項の規定による勧告又は前条第１項の規定による許可を受けて修理を行う場合は、この限りでない。

２　前項の規定する修理について、教育委員会は、必要があると認めるときは、指導及び助言をすることができる。

（公開等）

第１９条　教育委員会は、市指定有形文化財の所有者等（管理責任者を含む。）に対し、６か月以内の期間を限つて、教育委員会の行う公開の用に供するため、当該市指定有形文化財の出品を勧告することができる。

２　前項の場合において、必要があると認めるときは、６か月以内の期間を限つて出品期間の更新を求めることができる。ただし、引き続いて２年を超えてはならない。

３　教育委員会は、市指定有形文化財の所有者等（管理責任者を含む。）に対し、３か月以内の期間を限つて、当該市指定有形文化財の公開を勧告することができる。

４　第１項及び第２項の規定による出品に要する費用は、市の負担とし、前項の規定による公開のために要する費用は、予算の範囲内でその全部又は一部を市の負担とすることができる。

５　市は、第１項及び第２項の規定により出品した所有者等に対し、出品料を支給することができる。

６　教育委員会は、第１項及び第２項の規定により市指定有形文化財が出品されたときは、職員のうちから当該市指定有形文化財の管理の責めに任ずべき者を定めなければならない。

７　教育委員会は、市指定有形文化財の所有者等に対し、第３項の規定による公開及び当該公開に係る市指定有形文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。

８　第１項及び第２項又は第３項の規定により出品し、又は公開したことに起因して当該市指定有形文化財が滅失し、又はき損したときは、市は、当該市指定有形文化財の所有者等に対し、通常生ずべき損失を補償する。ただし、所有者等の責めに帰すべき事由によつて滅失し、又はき損した場合は、この限りでない。

（報告）

第２０条　教育委員会は、必要があると認めるときは、市指定有形文化財の所有者等（管理責任者がある場合は、その者）に対し、当該市指定有形文化財の現状又は管理若しくは修理の状況について、報告を求めることができる。

（所有者等の変更に伴う権利義務の承継）

第２１条　市指定有形文化財の所有者等が変更したときは、新所有者等は、市指定有形文化財に関しこの条例に基づいてする教育委員会の勧告、指示その他の処分による旧所有者等の権利義務を承継する。

２　前項の場合には、旧所有者等は、当該市指定有形文化財の引渡しと同時にその指定書を新所有者等に引渡さなければならない。

第３章　市指定無形文化財

（指定）

第２２条　教育委員会は、本市の区域内に存する無形文化財（法第71条第１項の規定により重要無形文化財に指定されたもの及び県条例第20条第１項の規定により千葉県指定無形文化財（以下「県指定無形文化財」という。）に指定されたものを除く。）のうち市にとつて重要なものを浦安市指定無形文化財（以下「市指定無形文化財」という。）に指定することができる。

２　教育委員会は、前項の規定による指定をするに当たつては、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体（無形文化財を保持する者が主たる構成員となつている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。

３　第１項の規定による指定又は前項の規定による認定をするには、教育委員会は、あらかじめ、審議会に諮問しなければならない。

４　第１項の規定による指定又は第２項の規定による認定は、その旨を告示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定しようとするものに通知してする。

５　教育委員会は、第１項の規定による指定をした後においても、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りる者があると認めるときは、その者を保持者又は保持団体として追加認定することができる。

６　前項の規定による追加認定には、第３項及び第４項の規定を準用する。

７　第２項又は第５項の規定による認定をしたときは、教育委員会は、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体に認定書を交付しなければならない。

（平18条例21・一部改正）

（解除）

第２３条　市指定無形文化財が市指定無形文化財としての価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

２　保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められる場合、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなつた場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その認定を解除することができる。

３　第１項の規定による指定の解除又は前項の規定による認定の解除には、前条第３項の規定を準用する。

4　第１項の規定による指定の解除又は第２項の規定による認定の解除は、その旨を告示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体に通知してする。

5　市指定無形文化財について、法第71条第１項の規定による重要無形文化財又は県条例第20条第１項の規定による県指定無形文化財としての指定があつたときは、当該市指定無形文化財の指定並びに保持者及び保持団体の認定は、解除されたものとする。

6　前項の場合には、教育委員会は、その旨を告示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者として認定されていた者又は保持団体として認定されていた団体に通知しなければならない。

7　保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散したとき（消滅したときを含む。以下この条及び次条において同じ。）は、当該保持者又は保持団体の認定は、解除されたものとし、保持者のすべてが死亡したとき、又は保持団体のすべてが解散したときは、市指定無形文化財の指定は、解除されたものとする。この場合において、教育委員会は、その旨を告示しなければならない。

8　第２項、第５項又は第７項の規定による認定の解除を受けたときは、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体であつた者は、速やかに市指定無形文化財の認定書を教育委員会に返付しなければならない。

（平18条例21・一部改正）

（保持者、保持団体の氏名変更等）

第２４条　保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したときその他教育委員会規則で定める事由があるときは、市指定無形文化財の保持者又はその相続人は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、保持団体（保持団体が解散した場合にあつては、代表者であつた者）について、同様とする。

（保存）

第２５条　教育委員会は、市指定無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、当該市指定無形文化財について自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、市は、市指定無形文化財の保持者

又は保持団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

（公開）

第２６条　教育委員会は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体に対し当該市指定無形文化財の公開を、市指定無形文化財の記録の所有者に対しその記録の公開を勧告することができる。

２　前項の規定による市指定無形文化財の公開には、第19条第４項及び第７項の規定を準用する。

３　市は、第１項の規定による市指定無形文化財の記録の公開に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

（保存に関する助言又は勧告）

第２７条　教育委員会は、市指定無形文化財の保持者、保持団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

第４章　市指定有形民俗文化財及び市指定無形民俗文化財

（指定）

第２８条　教育委員会は、本市の区域内に存する有形の民俗文化財（法第78条第１項の規定により重要有形民俗文化財に指定されたもの及び県条例第26条第１項の規定により千葉県指定有形民俗文化財（以下「県指定有形民俗文化財」という。）に指定されたものを除く。）のうち市にとつて重要なものを浦安市指定有形民俗文化財（以下「市指定有形民俗文化財」という。）に、無形の民俗文化財（法第78条第１項の規定により重要無形民俗文化財に指定されたもの及び県条例第26条第１項の規定により千葉県指定無形民俗文化財（以下「県指定無形民俗文化財」という。）に指定されたものを除く。以下同じ。）のうち市にとつて重要なものを浦安市指定無形民俗文化財（以下「市指定無形民俗文化財」という。）に指定することができる。

２　前項の規定による市指定有形民俗文化財の指定には、第５条第２項から第６項までの規定を準用する。

３　第１項の規定による市指定無形民俗文化財の指定には、第22条第３項の規定を準用する。

４　第１項の規定による市指定無形民俗文化財の指定は、その旨を告示してする。

（平18条例21・一部改正）

（解除）

第２９条　市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財が市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財としての価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

２　前項の規定による市指定有形民俗文化財の指定の解除には、第６条第２項及び第５項の規定を準用する。

３　第１項の規定による市指定無形民俗文化財の指定の解除には、第23条第３項の規定を準用する。

４　第１項の規定による市指定無形民俗文化財の指定の解除は、その旨を告示してする。

５　市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財について、法第78条第１項の規定による重要有形民俗文化財若しくは重要無形民俗文化財の指定又は県条例第26条第１項の規定による県指定有形民俗文化財若しくは県指定無形民俗文化財の指定があつたときは、当該市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財の指定は、解除されたものとする。

６　前項の場合の市指定有形民俗文化財の指定の解除には、第６条第４項及び第５項の規定を準用する。

７　第５項の場合の市指定無形民俗文化財の指定の解除については、教育委員会は、その旨を告示しなければならない。

（平18条例21・一部改正）

（保護）

第３０条　市指定有形民俗文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。

２　市指定有形民俗文化財の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届出に係る現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

（市指定有形文化財に関する規定の準用）

第３１条　第７条から第15条まで及び第18条から第21条までの規定は、市指定有形民俗文化財について準用する。

（市指定無形民俗文化財の保存）

第３２条　教育委員会は、市指定無形民俗文化財の保存のため必要があると認めるときは、市指定無形民俗文化財について自ら記録の作成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、市は、その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

（市指定無形民俗文化財の記録の公開）

第３３条　教育委員会は、市指定無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開を勧告することができる。

２　前項の規定による公開には、第26条第３項の規定を準用する。

（市指定無形民俗文化財の保存に関する助言又は勧告）

第３４条　教育委員会は、市指定無形民俗文化財の保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

（市指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財記録の作成等）

第３５条　教育委員会は、市指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち特に必要なものを選択し、自らその記録を作成し、保存し、又は公開することができる。

２　前項の規定による選択には、第22条第３項の規定を準用する。

第５章　市指定史跡名勝天然記念物

（指定）

第３６条　教育委員会は、本市の区域内に存する記念物（法第109条第１項の規定により史跡名勝若しくは天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定されたもの又は県条例第34条第１項の規定により千葉県指定史跡、千葉県指定名勝若しくは千葉県指定天然記念物（以下「県指定史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定されたものを除く。）のうち市にとつて重要なものを浦安市指定史跡、浦安市指定名勝又は浦安市指定天然記念物（以下「市指定史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

２　前項の規定による指定には、第５条第２項から第６項までの規定を準用する。

（平18条例21・一部改正）

（解除）

第３７条　市指定史跡名勝天然記念物が市指定史跡名勝天然記念物としての価値を失つた場合その他の特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

２　市指定史跡名勝天然記念物について、法第109条第１項の規定による史跡、名勝若しくは天然記念物の指定又は県条例第34条第１項の規定による県指定史跡名勝天然記念物の指定があつたときは、当該市指定史跡名勝天然記念物の指定は、解除されたものとする。

３　第１項の規定による指定の解除には、第６条第２項及び第５項の規定を、前項の場合には、第６条第４項及び第５項の規定を準用する。

（平18条例21・一部改正）

（土地所在等の異動の届出）

第３８条　市指定史跡名勝天然記念物の指定区域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、当該市指定史跡名勝天然記念物の所有者等（管理責任者がある場合は、その者）は、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

（市指定有形文化財に関する規定の準用）

第３９条　第７条から第10条まで、第13条、第15条、第20条及び第21条第１項の規定は、市指定史跡名勝天然記念物について準用する。

第６章　市選定保存技術

（選定等）

第４０条　教育委員会は、本市の区域内に存する伝統的な技術又は技能で文化財の保存のため欠くことのできないもの（法第147条第１項の規定により選定保存技術に選定されたもの又は県条例第40条第１項の規定により千葉県選定保存技術に選定されたものを除く。）のうち保存の措置を講ずる必要があるものを浦安市選定保存技術（以下「市選定保存技術」という。）として選定することができる。

２　教育委員会は、前項の規定により選定をするに当たつては、市選定保存技術の保持者又は保存団体（市選定保存技術を保存することを主たる目的とする団体で代表者又は管理人の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならな

い。

3　一の市選定保存技術についての前項の規定による認定は、保持者と保存団体とを併せてすることができる。

4　第１項の規定による選定及び前２項の規定による認定には、第22条第３項から第７項までの規定を準用する。

（平18条例21・一部改正）

（解除）

第４１条　教育委員会は、市選定保存技術について保存の措置を講ずる必要がなくなつた場合その他特殊の事由があるときは、その選定を解除することができる。

2　教育委員会は、保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められる場合、保存団体が保存団体として適当でなくなつたと認められる場合その他特殊の事由があるときは、保持者又は保存団体の認定を解除することができる。

3　第１項の規定による選定の解除又は前項の規定による認定の解除には、第23条第３項及び第４項の規定を準用する。

4　市選定保存技術について法第147条第１項の規定による選定保存技術の選定及び県条例第40条第１項の規定による県選定保存技術の選定があつたときは、当該市選定保存技術の選定並びに保存者及び保存団体の認定は、解除されたものとする。

5　前項の場合には、第23条第６項及び第８項の規定を準用する。

6　前条第２項の認定が保持者のみについてなされた場合にあつてはそのすべてが死亡したとき、同項の認定が保持団体のみについてなされた場合にあつてはそのすべてが解散したとき（消滅したときを含む。以下この項において同じ。）、又は同項の認定が保持者と保存団体とを併せてなされた場合にあつては保持者のすべてが死亡し、かつ、保存団体のすべてが解散したときは、市選定保存技術の選定は、解除されたものとする。この場合には、教育委員会は、その旨を告示しなければならない。

（平18条例21・一部改正）

（保持者の氏名変更）

第４２条　保持者及び保存団体には、第24条の規定を準用する。

（保存）

第４３条　教育委員会は、市選定保存技術の保存のため必要があると認めるときは、市選定保存技術について自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、市は、市選定保存技術の保持者又は保存団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

（保存に関する指導又は助言）

第４４条　教育委員会は、市選定保存技術の保持者又は保存団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な指導又は助言をすることができる。

第７章　補則

（規則への委任）

第４５条　この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

第８章　罰則

（罰則）

第４６条　市指定有形文化財を損壊し、き損し、又は隠匿した者は、５万円以下の罰金又は科料に処する。

第４７条　市指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしてこれを滅失し、き損し、又は衰亡するに至らしめた者は、５万円以下の罰金又は科料に処する。

第４８条　第17条の規定に違反して、教育委員会の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、市指定有形文化財若しくは市指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は教育委員会の現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかつた者は、３万円以下の罰金若しくは科料に処する。

第４９条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務若しくは財産の管理に関して前３条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の刑を科する。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、昭和56年４月１日から施行する。

（浦安町文化財保護条例の廃止）

２　浦安町文化財保護条例（昭和49年条例第14号）は、廃止する。

（経過措置）

３　この条例の施行前に、浦安町文化財保護条例の規定に基づきなされた指定その他の手続については、この条例の相当規定によりなされた指定その他の手続とみなす。

附　則（平成18年３月24日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

○浦安市文化財保護条例施行規則

昭和56年３月20日

教委規則第25号

改正　平成13年３月30日教委規則第７号

（趣旨）

第１条　この規則は、浦安市文化財保護条例（昭和56年条例第61号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（指定の申請書等）

第２条　条例第５条第１項、第22条第１項、第28条第１項及び第36条第１項の規定による指定並びに条例第40条第１項の規定による選定を受けようとする者は、次の各号に掲げる申請書を浦安市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

(1)　浦安市指定有形文化財・有形民俗文化財指定申請書（別記第１号様式）

(2)　浦安市指定無形文化財指定・選定保存技術選定申請書（別記第２号様式）

(3)　浦安市指定無形民俗文化財指定申請書（別記第３号様式）

(4)　浦安市指定史跡名勝天然記念物指定申請書（別記第４号様式）

（指定の同意書）

第３条　条例第５条第２項（条例第28条第２項及び第36条第２項において準用する場合を含む。）の規定により指定に同意した者は、文化財指定同意書（別記第５号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

（指定書）

第４条　条例第５条第６項（条例第28条第２項及び第36条第２項において準用する場合を含む。）に規定する指定書は、別記第６号様式によるものとする。

（認定書）

第５条　条例第22条第７項（条例第40条第４項において準用する場合を含む。）に規定する認定書は、別記第７号様式によるものとする。

（指定書等の再交付）

第６条　第４条の指定書又は前条の認定書を滅失し、き損し、紛失し、又は盗み取られた者は、指定書・認定書再交付申請書（別記第８号様式）により、その再交付を申請することができる。

（解除の通知書）

第７条　条例第６条第１項、第23条第１項、第29条第１項及び第37条第１項の規定による指定解除並びに条例第41条第１項の規定による選定解除の通知は、浦安市指定文化財指定・選定解除通知書（別記第９号様式）により行うものとする。

（管理責任者の選任又は解任の届出）

第８条　条例第８条第３項（条例第31条及び第39条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、浦安市指定文化財管理責任者選任・解任届（別記第10号様式）により行うものとする。

（所有者等の変更の届出）

第９条　条例第９条第１項（条例第31条及び条例第39条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、浦安市指定文化財所有者等変更届（別記第11号様式）により行うものとする。

（管理責任者変更の届出）

第１０条　条例第９条第２項（条例第31条及び第39条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、浦安市指定文化財管理責任者変更届（別記第12号様式）により行うものとする。

（所有者等又は管理責任者の氏名等変更の届出）

第１１条　条例第９条第３項（条例第31条及び第39条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、浦安市指定文化財所有者等・管理責任者氏名（名称）及び住所変更届（別記第13号様式）により行うものとする。

（滅失等の届出）

第１２条　条例第10条（条例第31条及び第39条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、浦安市指定文化財滅失・き損・紛失・盗難届（別記第14号様式）により行うものとする。

（所在変更の届出）

第１３条　条例第11条（条例第31条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、浦安市指定文化財所在変更届（別記第15号様式）により行うものとする。

（所在変更の届出を要しない場合等）

第１４条　条例第11条ただし書（条例第31条において準用する場合を含む。）の規定による届出を要しない場合は、次の各号の一に該当する場合とし、所在を変更した

後届け出ることをもつて足りる場合は、火災、震災その他の災害に際し、所在を変更する場合とする。

(1)　条例第13条（条例第31条において準用する場合を含む。）の規定による補助金の交付を受けて行う管理又は修理のための所在の変更

(2)　条例第15条第１項及び第２項（条例第31条において準用する場合を含む。）の規定による勧告を受けて行う措置又は修理のための所在の変更

(3)　条例第17条第１項の規定による許可を受けて行う現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為のための所在の変更

(4)　条例第18条第１項（条例第31条において準用する場合を含む。）の規定による届出をして行う修理のための所在の変更

(5)　条例第19条第１項、第２項又は第３項（条例第31条において準用する場合を含む。）の規定による要請又は勧告を受けて行う公開のための所在の変更

（経費補助の申請）

第１５条　所有者等又は管理団体（以下「管理者」という。）は、条例第13条（条例第31条及び第39条において準用する場合を含む。）第25条、第26条、第32条及び第43条の規定により経費の補助を受けようとするときは、浦安市指定文化財管理費・修理費補助金交付申請書（別記第16号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1)　経費の予算書

(2)　工事内訳書

(3)　設計仕様書

(4)　設計図

(5)　修理箇所の写真又は見取図

２　管理者は、前項に規定する書類の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、その理由を付して、市長に届け出なければならない。

３　管理者は、修理を完了したときは、浦安市指定文化財修理完了届（別記第17号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

(1)　工事の概要書

(2)　精算書

(3)　修理の結果を示す写真又は見取図

（現状変更等の許可申請）

第１６条　条例第17条第１項の規定による許可を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）は、浦安市指定文化財現状変更等許可申請書（別記第18号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

（着手及び終了の報告）

第１７条　許可申請者は、当該許可に係る現状の変更等に着手し、及びこれを終了したときは、速やかにその旨を教育委員会に報告しなければならない。

（現状変更の届出）

第１８条　条例第17条第２項の規定による届出は、浦安市指定文化財現状変更等届（別記第19号様式）により行うものとする。

２　前項の規定による届出をした者には、前条の規定を準用する。

（維持の措置の範囲）

第１９条　条例第17条第２項の規定による維持の措置の範囲は、次の各号の一に該当する場合とする。

(1)　市指定有形文化財がき損している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく、当該市指定有形文化財をその指定当時の原状（指定後において、現状の変更又はその保存に影響を及ぼす行為について許可を受けたものにあつては、当該現状の変更又はその保存に影響を及ぼす行為が完了した後の原状）に復するとき。

(2)　市指定有形文化財が、き損し、又は滅失している場合において、当該き損又は滅失の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

（修理の届出）

第２０条　条例第18条第１項（条例第31条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、浦安市指定文化財修理届（別記第20号様式）により行うものとする。

（修理終了の報告）

第２１条　条例第18条（条例第31条において準用する場合を含む。）の規定による届出を行つた者は、届出に係る修理が終了したときは、その結果を示す写真又は見取図を添えて、速やかにその旨を教育委員会に報告しなければならない。

（保持者の氏名変更等の届出）

第２２条　条例第24条（条例第42条において準用する場合を含む。）に規定する事由

は、保持者が市指定無形文化財の保存に影響を与える程度の心身の故障を起こした場合とし、同条の規定による届出は、浦安市指定文化財保持者死亡・氏名（名称）・住所変更届（別記第21号様式）により行うものとする。

（土地所在等の異動届出等）

第２３条　条例第38条の規定による届出は、浦安市史跡名勝天然記念物所在地等異動届（別記第22号様式）により行うものとする。

２　前項の届出が土地の分筆に係るものであるときは、当該土地に係る土地台帳の謄本及び登記所に備えられた図面の写しを前項の届出書に添付する。

（台帳）

第２４条　教育委員会は、市指定文化財に関する記録を整備するため、浦安市指定文化財台帳（別記第23号様式）を備えておくものとする。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、昭和56年４月１日から施行する。

（浦安町文化財保護条例施行規則の廃止）

２　浦安町文化財保護条例施行規則（昭和49年教委規則第２号）は、廃止する。

附　則（平成13年３月30日教委規則第７号）

（施行期日）

１　この規則は、平成13年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調製をして使用することができる。

○浦安市文化財審議会条例

昭和56年３月20日

条例第107号

改正　平成８年３月22日条例第９号

（設置）

第１条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の４第３項の規定により、浦安市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に浦安市文化財審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　審議会は、教育委員会の諮問に応じ、文化財の保護及び活用に関する事項を調査審議し、並びにこれらの事項について教育委員会に建議する。

（組織）

第３条　審議会は、委員７人以内をもつて組織する。

（委員）

第４条　委員は、文化財及び郷土に深い関心を有し、かつ、学識経験のある者のうちから、教育委員会が委嘱する。

（委員の任期）

第５条　委員の任期は、２年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員の再任は、妨げない。

（委員長及び副委員長）

第６条　審議会に、委員長及び副委員長各１人を置く。

２　委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

３　委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第７条　委員長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

２　審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開くことができない。

３　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決すると

ころによる。

（庶務）

第８条　審議会の庶務は、教育委員会生涯学習部において処理する。

（平８条例９・一部改正）

（規則への委任）

第９条　この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附　則

この条例は、昭和56年４月１日から施行する。

附　則（平成８年３月22日条例第９号）

この条例は、平成８年４月１日から施行する。

○浦安市指定有形文化財住宅の設置及び管理に関する条例

昭和59年６月29日

条例第14号

改正　昭和62年６月27日条例第15号

（題名改称）

昭和63年９月29日条例第23号

平成17年６月28日条例第33号

令和４年３月23日条例第23号

（設置）

第１条　指定有形文化財である住宅を保存し、これを公開することにより市民の文化教養の向上に寄与するため、指定有形文化財住宅を設置する。

（昭62条例15・令４条例23・一部改正）

（名称及び位置）

第２条　指定有形文化財住宅の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
旧宇田川家住宅	浦安市堀江三丁目４番８号
旧大塚家住宅	浦安市堀江三丁目３番１号

（昭62条例15・令４条例23・一部改正）

（開館時間及び休館日）

第３条　指定有形文化財住宅の開館時間及び休館日は、教育委員会規則で定める。

（平17条例33・全改、令４条例23・一部改正）

（入館料）

第４条　指定有形文化財住宅の入館料は、無料とする。

（昭62条例15・一部改正、昭63条例23・旧第５条繰上、平17条例33・旧第４条繰下、令４条例23・旧第６条繰上・一部改正）

（入館の制限）

第５条　浦安市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、指定有形文化財住宅を利用する者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、入館を禁じ、又は退館を命ずることができる。

(1)　展示品等を汚損し、又はき損するおそれがあるとき。

(2)　公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(3)　その他指定有形文化財住宅の管理上支障があるとき。

（昭62条例15・一部改正、昭63条例23・旧第６条繰上、平17条例33・旧第５条繰下・一部改正、令４条例23・旧第７条繰上・一部改正）

（損害賠償）

第６条　入館者が指定有形文化財住宅の施設、設備又は資料を滅失又はき損したときは、速やかに原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特にやむを得ない事情があると認めたときは、この限りでない。

（昭62条15・一部改正、昭63条例23・旧第７条繰上、平17条例33・旧第６条繰下、令４条例23・旧第８条繰上・一部改正）

（規則への委任）

第７条　この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

（平17条例33・旧第８条繰下、令４条例23・旧第９条繰上）

附　則

この条例は、昭和59年７月１日から施行する。

附　則（昭和62年６月27日条例第15号）

この条例は、昭和62年７月１日から施行する。

附　則（昭和63年９月29日条例第23号）

この条例は、公布の日から起算して１月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（昭和63年教委規則第12号で昭和63年10月25日から施行）

附　則（平成17年６月28日条例第33号）

この条例は、平成18年４月１日から施行する。

附　則（令和４年３月23日条例第23号）

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

○浦安市指定有形文化財住宅の設置及び管理に関する条例施行規則

昭和59年６月30日
教委規則第10号
改正　昭和62年６月30日教委規則第４号
（題名改称）
平成16年２月20日教委規則第８号
令和４年３月30日教委規則第７号

（趣旨）

第１条　この規則は、浦安市指定有形文化財住宅の設置及び管理に関する条例（昭和59年条例第14号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（昭62教委規則４・一部改正）

（開館時間）

第２条　指定有形文化財住宅の開館時間は、午前10時15分から午後４時までとする。ただし、12月１日から翌年の３月31日までの間は、午前10時15分から午後３時までとする。

２　前項の開館時間は、浦安市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めたときは、これを変更することができる。

（昭62教委規則４・令４教委規則７・一部改正）

（休館日）

第３条　指定有形文化財住宅の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。

(1)　月曜日及び木曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）

(2)　休日の翌日（その日が日曜日及び土曜日に当たる場合はその日後において、その日に最も近い休館日でない日）

(3)　12月27日から翌年の１月４日までの日

（昭62教委規則４・平16教委規則８・令４教委規則７・一部改正）

（委任）

第４条　この規則に定めるもののほか、指定有形文化財住宅の管理に関し必要な事

項は、教育委員会が別に定める。

（昭62教委規則４・令４教委規則７・一部改正）

附　則

この規則は、昭和59年７月１日から施行する。

附　則（昭和62年６月30日教委規則第４号）

この規則は、昭和62年７月１日から施行する。

附　則（平成16年２月20日教委規則第８号）

この規則は、公布の日から施行し、平成16年４月１日から適用する。

附　則（令和４年３月30日教委規則第７号）

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

令和７年度浦安市郷土博物館年報第 25 号

発行日　　令和８年 10 月
発　行　　浦安市郷土博物館
〒279-0004　千葉県浦安市猫実 1-2-7
Tel：047-305-4300　Fax:047-305-7744
編集・印刷　浦安市郷土博物館